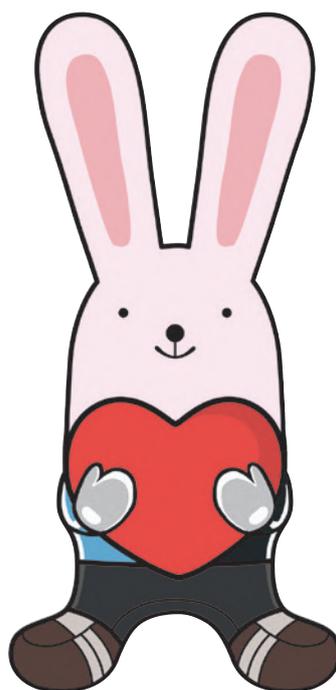


# 川崎市自殺対策の推進に関する報告書

(令和4年度版)



令和5年11月

川崎市健康福祉局



## はじめに

全国の自殺者数は、平成10年以降14年連続して年間3万人を超える状況が続いておりました。平成24年以降は年間3万人を下回りましたが、依然として深刻な事態は続いています。

川崎市においても同様に減少傾向に転じていますが、平成31（令和元）年以降は増減を繰り返しており、また、令和4年においては200人以上の方が亡くなられ、深刻な状況が続いております。

平成25年12月に川崎市議会において、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」が議員提案により制定され、同条例に基づき平成27年3月に自殺対策総合推進計画を策定いたしました。

令和3年度からは令和5年度までを計画期間とした第3次計画を進め、身近な地域の多様な主体と協働しながら、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指して取り組んでいます。

この自殺対策の推進に関する報告書は、「川崎市自殺対策の推進に関する条例」に基づき毎年度作成するもので、今般、令和4年度の自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに本市の自殺対策等の概要についてとりまとめました。

今年度、次の3年間を計画期間とする次期自殺対策総合推進計画の策定も併せて進めており、自殺対策のより一層の総合的な推進を図るため、地域包括ケアシステムを推進するとともに、今後も「ひとりでも多くのいのちを守る」ために積極的に対策を進めてまいります。

本書を御覧いただきまして、本市の自殺総合対策の現状や取組について御理解いただければ幸いです。

令和5年11月

川崎市長 福田 紀彦



# 目次

## 第1章 川崎市における自殺の概要

1 自殺の現状	1
---------	---

## 第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

1 川崎市における自殺対策の経緯	7
2 自殺対策総合推進計画の推進体制	12
3 自殺対策総合推進計画の概要	14
4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識	15
5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について	17

## 第3章 令和4年度の自殺対策の実施状況

1 3つの会議体の開催状況	18
2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について	18

### 方針1 自殺の実情を知る

(1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	18
(2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	19

### 方針2 自殺防止のためにつながる

(3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	19
(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	20
(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実	20
(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援	23

### 方針3 自殺防止のために支える

(7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備	23
(8) 自殺未遂者に対する支援	23
(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援	23

## 3 コロナ禍における自殺対策の実施状況について

(1) 背景・各所管における新型コロナウイルス感染症による影響の確認方法	23
(2) コロナ禍での自殺対策の取組について	24

## 第4章 令和4年度における目標の達成状況と評価

1 自殺対策総合推進計画の定量的な目標について	29
2 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について	29
3 コロナ禍での自殺対策の取組について	29
4 定量的な目標の達成状況と評価について	30
5 定性的な目標の達成状況と評価について	30

## 参考

1 計画の取組項目の令和4年度における実施状況について	32
-----------------------------	----

2	本報告書に対する川崎市自殺対策評価委員会からの意見	72
---	---------------------------	----

## 資料

1	川崎市自殺対策の推進に関する条例	74
2	川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議運営要綱	77
3	川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議設置要綱	79
4	川崎市自殺対策評価委員会委員名簿	83

# 第1章 川崎市における自殺の概要

## 1 自殺の現状

### ＜厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」による自殺死亡者数の違い＞ 厚生労働省「人口動態統計」によるもの

人口動態統計は統計法に基づく基幹統計である。日本における日本人を対象とし、住所地を基に死亡時点で計上されている。なお、死因不明の場合は不明のまま処理され、訂正報告がない場合は、自殺には計上されない。自殺総合対策大綱の数値目標における自殺死亡率の基となっているほか、WHOには人口動態統計を基にした自殺死亡者数、自殺死亡率が報告されている。

### 警察庁「自殺統計」によるもの

総人口（日本における外国人も含む。）を対象とし、発見地を基に自殺死体発見時（正確には認知）で計上されている。捜査等により自殺と判明した時点で「自殺統計原票」が作成される。集計項目には、原因・動機別、職業別、自殺未遂歴の有無別、同居人の状況別などがあり、より自殺の分析が可能な統計となっている。

### ＜統計データの留意点＞

- ◆ 本書に掲載している自殺統計については、下記の統計データを用いて、川崎市が集計・分析を行ったものである。出典表記は、下記のとおり略称を用いている。
  - ・ 公表されている厚生労働省人口動態統計（略称：人口動態統計）
  - ・ 神奈川県警察本部から提供を受けた自殺統計原票に基づく集計データ及び公表されている警察庁自殺統計（略称：警察統計）
- ◆ 「死亡率」は、人口10万人当たりの死亡者数となる。
- ◆ 「%」は、それぞれの割合を小数点第2位で四捨五入して算出している。そのため、全ての割合を合計しても100%にならないことがある。

表1 川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移（人口動態統計）

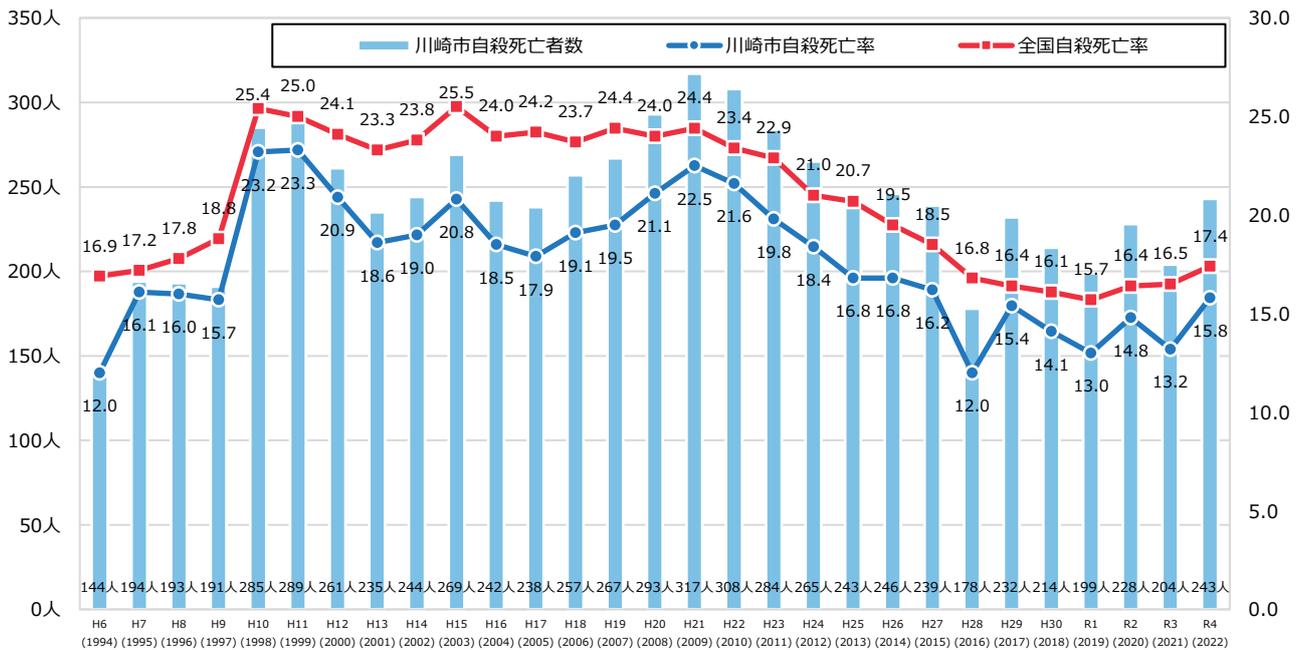
	第1位		第2位		第3位		第4位		第5位		第6位		第7位		第8位		第9位		第10位	
	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合	死因	割合
H17 (2005)	悪性新生物	33.3%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	12.1%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.4%	自殺	3.0%	肝疾患	2.7%	老衰	1.5%	腎不全	1.3%	その他の新生物 糖尿病	1.1%
H18 (2006)	悪性新生物	34.0%	心疾患	14.8%	脳血管疾患	11.6%	肺炎	8.3%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	1.8%	腎不全	1.4%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H19 (2007)	悪性新生物	32.9%	心疾患	15.5%	脳血管疾患	10.7%	肺炎	8.4%	不慮の事故	3.6%	自殺	3.2%	肝疾患	2.7%	老衰	2.1%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H20 (2008)	悪性新生物	32.0%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	10.8%	肺炎	8.6%	不慮の事故	3.5%	自殺	3.4%	老衰	2.7%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.6%	腎不全	1.4%
H21 (2009)	悪性新生物	32.9%	心疾患	14.9%	脳血管疾患	10.5%	肺炎	8.7%	自殺	3.6%	不慮の事故	3.6%	老衰	2.8%	肝疾患	2.0%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.3%
H22 (2010)	悪性新生物	31.1%	心疾患	15.2%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.9%	不慮の事故	3.8%	自殺	3.3%	老衰	3.2%	肝疾患	2.2%	慢性閉塞性肺疾患	1.5%	腎不全	1.4%
H23 (2011)	悪性新生物	31.0%	心疾患	15.6%	脳血管疾患	9.7%	肺炎	9.0%	不慮の事故	3.8%	老衰	3.7%	自殺	2.9%	肝疾患	2.0%	大動脈瘤及び解離	1.4%	腎不全	1.3%
H24 (2012)	悪性新生物	31.0%	心疾患	14.3%	脳血管疾患	9.6%	肺炎	8.7%	老衰	4.3%	不慮の事故	3.7%	自殺	2.7%	肝疾患	2.2%	腎不全	1.6%	大動脈瘤及び解離	1.4%
H25 (2013)	悪性新生物	31.1%	心疾患	13.9%	脳血管疾患	9.9%	肺炎	8.6%	老衰	4.6%	不慮の事故	4.0%	自殺	2.4%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%	慢性閉塞性肺疾患	1.3%
H26 (2014)	悪性新生物	31.5%	心疾患	14.0%	肺炎	8.7%	脳血管疾患	8.7%	老衰	5.5%	不慮の事故	3.4%	自殺	2.4%	肝疾患	1.8%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.5%
H27 (2015)	悪性新生物	30.5%	心疾患	14.3%	脳血管疾患 肺炎	8.1%	-	0.0%	老衰	6.5%	不慮の事故	4.1%	自殺	2.3%	肝疾患	1.9%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H28 (2016)	悪性新生物	30.1%	心疾患	14.3%	肺炎	8.4%	脳血管疾患	8.2%	老衰	7.1%	不慮の事故	3.3%	肝疾患	1.8%	自殺	1.7%	大動脈瘤及び解離	1.5%	腎不全	1.4%
H29 (2017)	悪性新生物	29.6%	心疾患	15.3%	脳血管疾患	7.9%	老衰	7.7%	肺炎	6.2%	不慮の事故	3.2%	誤嚥性肺炎	2.5%	自殺	2.1%	肝疾患	1.9%	慢性閉塞性肺疾患	1.7%
H30 (2018)	悪性新生物	29.6%	心疾患	14.9%	老衰	8.5%	脳血管疾患	7.1%	肺炎	6.3%	不慮の事故	3.3%	誤嚥性肺炎	2.7%	肝疾患	2.0%	自殺	1.9%	腎不全	1.6%
R1 (2019)	悪性新生物	28.5%	心疾患	15.3%	老衰	9.3%	脳血管疾患	7.2%	肺炎	6.5%	不慮の事故	3.5%	誤嚥性肺炎	2.9%	自殺	1.7%	肝疾患	1.7%	腎不全	1.6%
R2 (2020)	悪性新生物	28.9%	心疾患	14.9%	老衰	10.7%	脳血管疾患	6.6%	肺炎	5.1%	不慮の事故	3.4%	誤嚥性肺炎	3.3%	肝疾患	2.0%	自殺	2.0%	腎不全	1.5%
R3 (2021)	悪性新生物<除外>	27.5%	心疾患	14.6%	老衰	11.5%	脳血管疾患	6.7%	肺炎	4.7%	誤嚥性肺炎	3.4%	不慮の事故	2.9%	肝疾患	2.1%	自殺	1.7%	腎不全	1.6%
R4 (2022)	悪性新生物<除外>	25.6%	心疾患	14.8%	老衰	13.0%	脳血管疾患	6.0%	肺炎	4.3%	誤嚥性肺炎	3.8%	不慮の事故	3.5%	肝疾患	1.8%	自殺	1.8%	間質性肺疾患	1.6%

※厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

川崎市における死因順位別にみた死亡割合の推移では、自殺は、平成17年以降5位から9位で推移し、令和4年は9位であった。

図1 川崎市と全国の自殺死亡率の推移（人口動態統計）

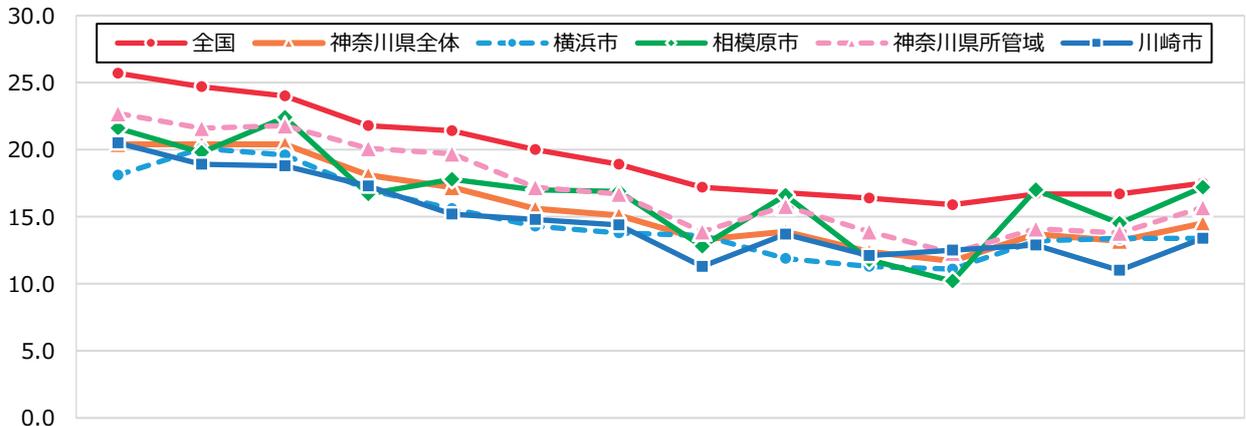


※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：川崎市総務企画局統計情報課推計人口及び厚生労働省人口動態統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

全国は平成10年の急増とそれ以後高い状態が続いていたが、平成21年以降は減少、しかし令和元年以降は増加傾向にある。川崎市は、平成10年の自殺死亡率の急増以降、増減を繰り返しながらも減少傾向にあったが、平成17年を下げ止まりとして一旦上昇に転じた。その後、平成21年をピークに再度減少が続いた。平成27年から29年にかけては大きな変動があり、令和元年以降は小さい変動を繰り返している。

図2 全国・神奈川県・川崎市の自殺死亡率の推移（警察統計）



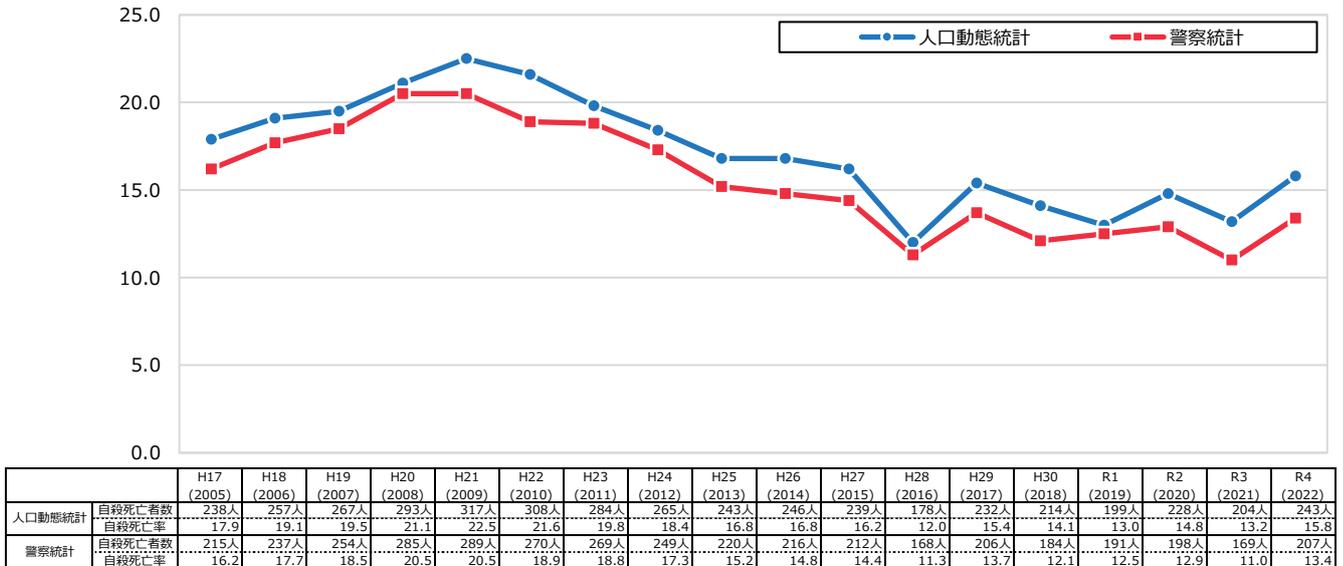
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
全国	25.7	24.7	24.0	21.8	21.4	20.0	18.9	17.2	16.8	16.4	15.9	16.7	16.7	17.5
神奈川県全体	20.4	20.4	20.4	18.1	17.2	15.6	15.1	13.3	13.9	12.4	11.7	13.7	13.2	14.5
横浜市	18.1	20.1	19.6	17.0	15.6	14.3	13.8	13.6	11.9	11.3	11.1	13.2	13.4	13.4
相模原市	21.6	19.8	22.4	16.7	17.8	17.0	16.9	12.8	16.6	11.8	10.2	17.0	14.5	17.2
神奈川県所管域	22.7	21.6	21.8	20.1	19.7	17.2	16.7	13.9	15.8	13.9	12.3	14.1	13.8	15.7
川崎市	20.5	18.9	18.8	17.3	15.2	14.8	14.4	11.3	13.7	12.1	12.5	12.9	11.0	13.4

※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡率は、平成21年以降、全国、神奈川県、川崎市とも減少傾向にあったが、令和2年はいずれも前年から増加となった。令和4年は横浜市を除き増加となった。

図3 川崎市における自殺死亡者数・自殺死亡率の年次推移



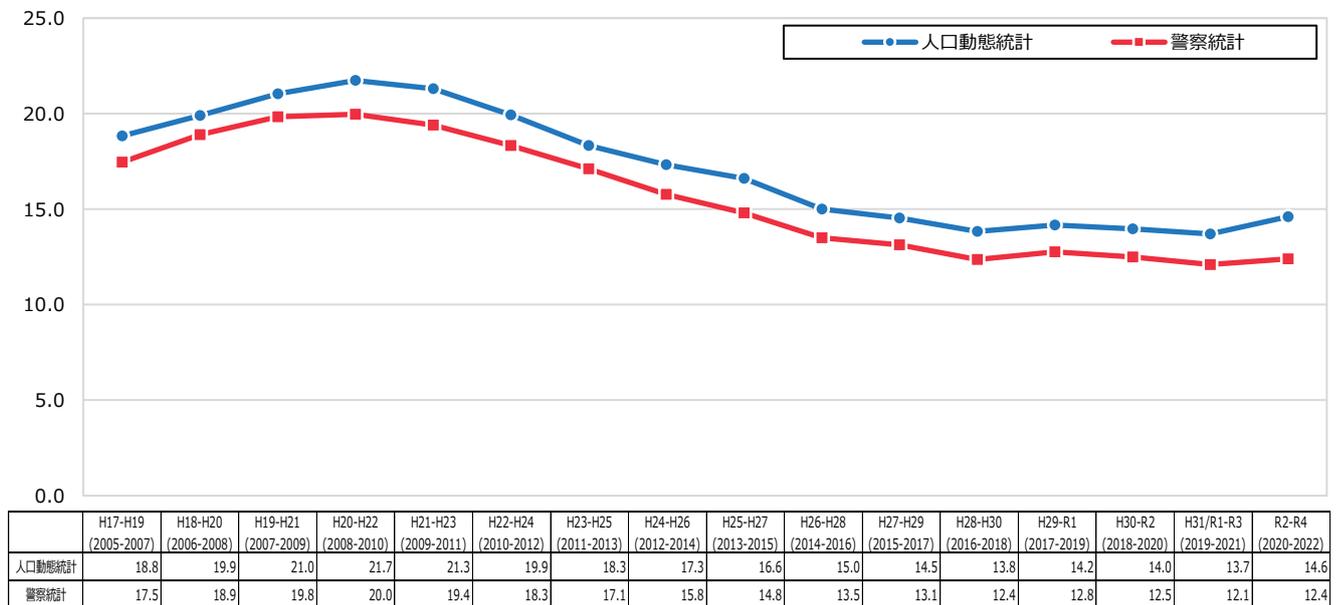
※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

人口動態統計、警察統計とも、自殺死亡率は平成21年以降減少傾向にあり、平成27年から29年にかけて大きな変動があった。令和元年以降は小さい変動を繰り返している。

なお、人口動態統計の自殺死亡者数が警察統計の自殺死亡者数を上回る原因については、「川崎市の住民票を持って川崎市外で自殺する人の数」が「川崎市の住民票を持たずに川崎市内で自殺する人の数」に比べ大きいことなどによると考えられる。

図4 人口動態統計、警察統計による川崎市の自殺死亡率の推移（3年平均）



※1 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死亡者数 ※2 厚生労働省人口動態統計については確定値を使用

出典：厚生労働省人口動態統計及び警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

第3次川崎市自殺対策総合推進計画では、定量的目標として、人口動態統計における過去3年間（平成29（2017）年—令和元（2019）年）の自殺死亡率の平均14.2を基準として、次の3年間の平均を5%以上減少（13.5未満）するとした。人口動態統計による令和2（2020）年—令和4（2022）年の自殺死亡率は14.6であり増加となった。

**表2 年齢階級別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）**

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
全国	～19歳	565人 1.7%	552人 1.7%	622人 2.0%	587人 2.1%	547人 2.0%	538人 2.1%	554人 2.3%	520人 2.4%	567人 2.7%	599人 2.9%	659人 3.3%	777人 3.7%	750人 3.6%	798人 3.6%
	20～29歳	3,470人 10.6%	3,240人 10.2%	3,304人 10.8%	3,000人 10.8%	2,801人 10.3%	2,684人 10.6%	2,352人 9.8%	2,235人 10.2%	2,213人 10.4%	2,152人 10.3%	2,117人 10.5%	2,521人 12.0%	2,611人 12.4%	2,483人 11.3%
	30～39歳	4,794人 14.6%	4,596人 14.5%	4,455人 14.5%	3,781人 13.6%	3,705人 13.6%	3,413人 13.4%	3,087人 12.8%	2,824人 12.9%	2,703人 12.7%	2,597人 12.5%	2,526人 12.5%	2,610人 12.4%	2,554人 12.2%	2,545人 11.6%
	40～49歳	5,261人 16.0%	5,165人 16.3%	5,053人 16.5%	4,616人 16.6%	4,589人 16.8%	4,234人 16.7%	4,069人 16.9%	3,739人 17.1%	3,668人 17.2%	3,498人 16.8%	3,426人 17.0%	3,568人 16.9%	3,575人 17.0%	3,665人 16.7%
	50～59歳	6,491人 19.8%	5,959人 18.8%	5,375人 17.5%	4,668人 16.8%	4,484人 16.4%	4,181人 16.4%	3,979人 16.6%	3,631人 16.6%	3,593人 16.9%	3,575人 17.2%	3,435人 17.0%	3,425人 16.2%	3,618人 17.2%	4,093人 18.7%
	60～69歳	5,958人 18.1%	5,908人 18.6%	5,547人 18.1%	4,976人 17.9%	4,716人 17.3%	4,325人 17.0%	3,973人 16.5%	3,626人 16.6%	3,339人 15.7%	3,079人 14.8%	2,902人 14.4%	2,795人 13.3%	2,637人 12.6%	2,765人 12.6%
	70～79歳	3,671人 11.2%	3,673人 11.6%	3,685人 12.0%	3,661人 13.1%	3,785人 13.9%	3,508人 13.8%	3,451人 14.4%	2,983人 13.6%	2,926人 13.7%	2,998人 14.4%	2,917人 14.5%	3,026人 14.4%	3,009人 14.3%	2,994人 13.7%
	80歳以上	2,405人 7.3%	2,401人 7.6%	2,429人 7.9%	2,411人 8.7%	2,533人 9.3%	2,457人 9.7%	2,459人 10.2%	2,262人 10.3%	2,256人 10.6%	2,290人 11.0%	2,134人 10.6%	2,305人 10.9%	2,214人 10.5%	2,490人 11.4%
	不詳	230人 0.7%	196人 0.6%	181人 0.6%	158人 0.6%	123人 0.5%	87人 0.3%	101人 0.4%	77人 0.4%	56人 0.3%	52人 0.2%	53人 0.3%	54人 0.3%	39人 0.2%	48人 0.2%
	総計	32,845人 100.0%	31,690人 100.0%	30,651人 100.0%	27,858人 100.0%	27,283人 100.0%	25,427人 100.0%	24,025人 100.0%	21,897人 100.0%	21,321人 100.0%	20,840人 100.0%	20,169人 100.0%	21,081人 100.0%	21,007人 100.0%	21,881人 100.0%
川崎市	～19歳	5人 1.7%	6人 2.2%	10人 3.7%	6人 2.4%	4人 1.8%	3人 1.4%	7人 3.3%	4人 2.4%	6人 2.9%	5人 2.7%	9人 4.7%	4人 2.0%	3人 1.8%	7人 3.4%
	20～29歳	38人 13.1%	28人 10.4%	39人 14.5%	48人 19.3%	28人 12.7%	31人 14.4%	30人 14.2%	27人 16.1%	29人 14.1%	25人 13.6%	34人 17.8%	29人 14.6%	21人 12.4%	32人 15.5%
	30～39歳	53人 18.3%	37人 13.7%	51人 19.0%	35人 14.1%	44人 20.0%	37人 17.1%	36人 17.0%	25人 14.9%	34人 16.5%	33人 17.9%	30人 15.7%	24人 12.1%	32人 18.9%	27人 13.0%
	40～49歳	58人 20.1%	56人 20.7%	51人 19.0%	50人 20.1%	47人 21.4%	42人 19.4%	35人 16.5%	29人 17.3%	27人 13.1%	37人 20.1%	29人 15.2%	41人 20.7%	35人 20.7%	36人 17.4%
	50～59歳	45人 15.6%	50人 18.5%	40人 14.9%	30人 12.0%	28人 12.7%	38人 17.6%	40人 18.9%	30人 17.9%	30人 14.6%	25人 13.6%	40人 20.9%	40人 20.2%	25人 14.8%	47人 22.7%
	60～69歳	49人 17.0%	48人 17.8%	40人 14.9%	40人 16.1%	36人 16.4%	30人 13.9%	23人 10.8%	27人 16.1%	34人 16.5%	23人 12.5%	28人 14.7%	20人 10.1%	20人 11.8%	23人 11.1%
	70～79歳	28人 9.7%	26人 9.6%	25人 9.3%	31人 12.4%	19人 8.6%	20人 9.3%	27人 12.7%	17人 10.1%	30人 14.6%	24人 13.0%	17人 8.9%	21人 10.6%	20人 11.8%	20人 9.7%
	80歳以上	13人 4.5%	18人 6.7%	13人 4.8%	9人 3.6%	13人 5.9%	14人 6.5%	13人 6.1%	8人 4.8%	16人 7.8%	12人 6.5%	4人 2.1%	18人 9.1%	13人 7.7%	15人 7.2%
	不詳	0人 0.0%	1人 0.4%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 0.5%	1人 0.5%	1人 0.5%	1人 0.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 0.5%	0人 0.0%	0人 0.0%
	総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%	169人 100.0%	207人 100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

年齢階級別では、それぞれの年で変動はあるものの、40～50歳代で約4割、40歳未満、60歳代以上でそれぞれ約3割を占めている。令和4年における自殺死亡者数は前年と比べ増加したが、20歳代及び50歳代の増加が大きかった。

**表3 男女別自殺死亡者数と割合（％）の推移（警察統計）**

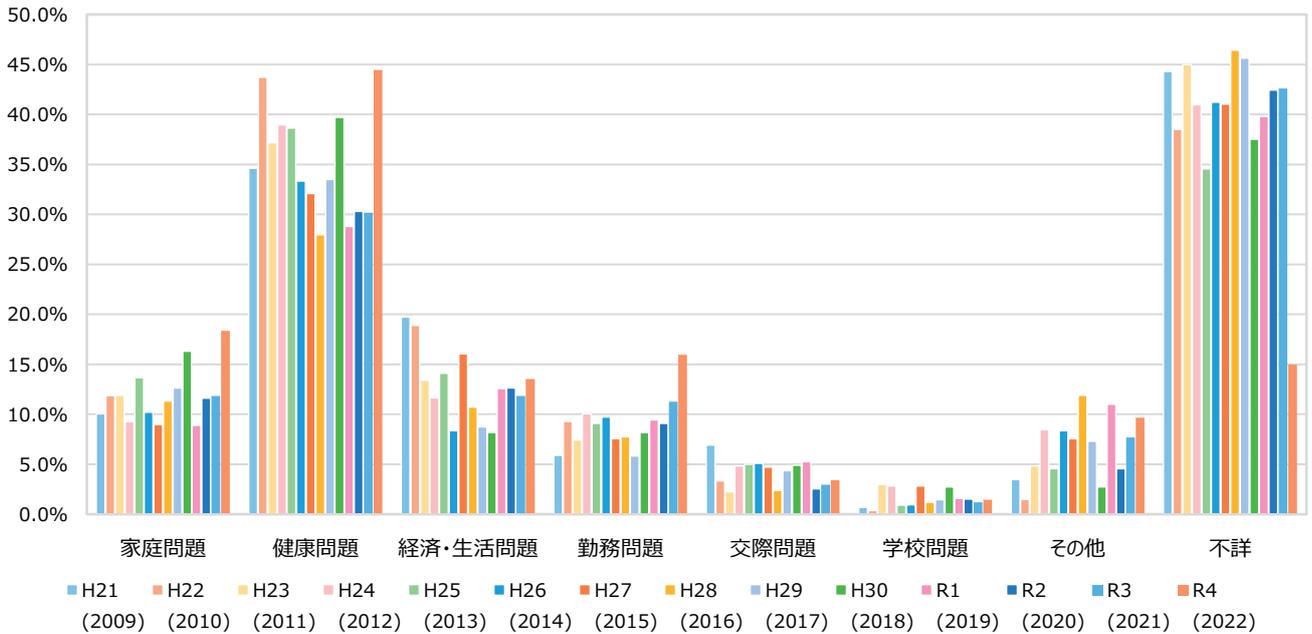
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	
全国	男性	23,472人 71.5%	22,283人 70.3%	20,955人 68.4%	19,273人 69.2%	18,787人 68.9%	17,386人 68.4%	16,681人 69.4%	15,121人 69.1%	14,826人 69.5%	14,290人 68.6%	14,078人 69.8%	14,055人 66.7%	13,939人 66.4%	14,746人 67.4%
	女性	9,373人 28.5%	9,407人 29.7%	9,696人 31.6%	8,585人 30.8%	8,496人 31.1%	8,041人 31.6%	7,344人 30.6%	6,776人 30.9%	6,495人 30.5%	6,550人 31.4%	6,091人 30.2%	7,026人 33.3%	7,068人 33.6%	7,135人 32.6%
	不詳	0人 0.0%													
	総計	32,845人 100.0%	31,690人 100.0%	30,651人 100.0%	27,858人 100.0%	27,283人 100.0%	25,427人 100.0%	24,025人 100.0%	21,897人 100.0%	21,321人 100.0%	20,840人 100.0%	20,169人 100.0%	21,081人 100.0%	21,007人 100.0%	21,881人 100.0%
川崎市	男性	200人 69.2%	181人 67.0%	185人 68.8%	177人 71.1%	166人 75.1%	134人 62.0%	147人 69.3%	119人 70.8%	142人 68.9%	115人 62.5%	127人 66.5%	133人 67.2%	106人 62.7%	133人 64.3%
	女性	89人 30.8%	89人 33.0%	84人 31.2%	72人 28.9%	54人 24.9%	82人 38.0%	65人 30.7%	49人 29.2%	64人 31.1%	69人 37.5%	64人 33.5%	65人 32.8%	63人 37.3%	74人 35.7%
	不詳	0人 0.0%													
	総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%	169人 100.0%	207人 100.0%

※ 割合は総数に占める割合（％）

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

男女比は概ね6対4から7対3で推移している。

図5 自殺死亡者数における原因・動機別の割合の推移（警察統計）



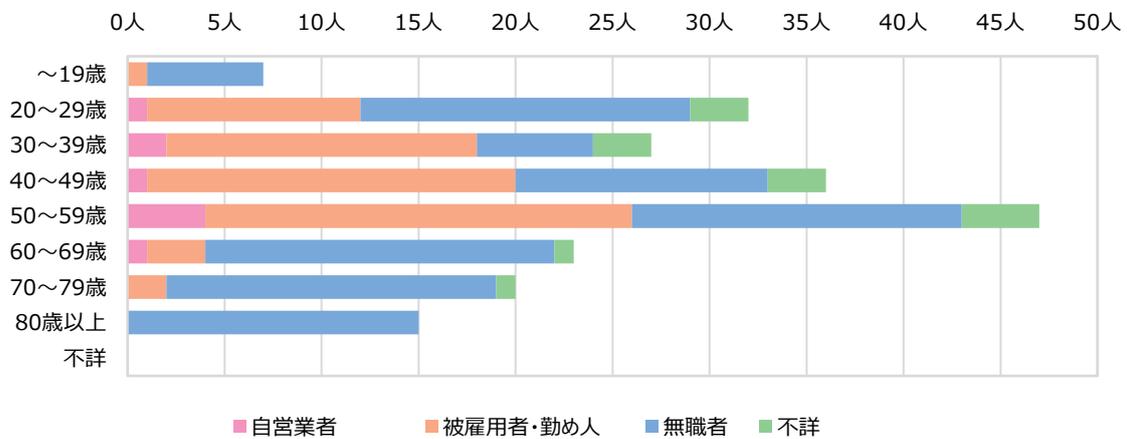
※ 割合は各年の自殺死亡者数に占める割合（％）

※ 警察統計において、令和3年までは、遺書等の生前の言動を裏付ける資料がある場合に限り、自殺死亡者1人につき3つまで計上可能としていた。令和4年からは、家族等の証言から考える場合も含め、自殺死亡者1人につき4つまで計上可能とした。このため、単純に比較することはできない。

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺の原因・動機で、最も多いのは「健康問題」で、約4割を占め、「家庭問題」「勤務問題」「経済・生活問題」などと続く。令和4年は、不詳の割合が大きく減少した。

図6 年齢階級別、職業別の自殺死亡者数（警察統計・令和4年）



出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

30歳代から50歳代では、「被雇用者・勤め人」または「自営業者」の有職者の割合が高く、半数以上を占める。その他の年齢階級では、無職者の割合が高い。

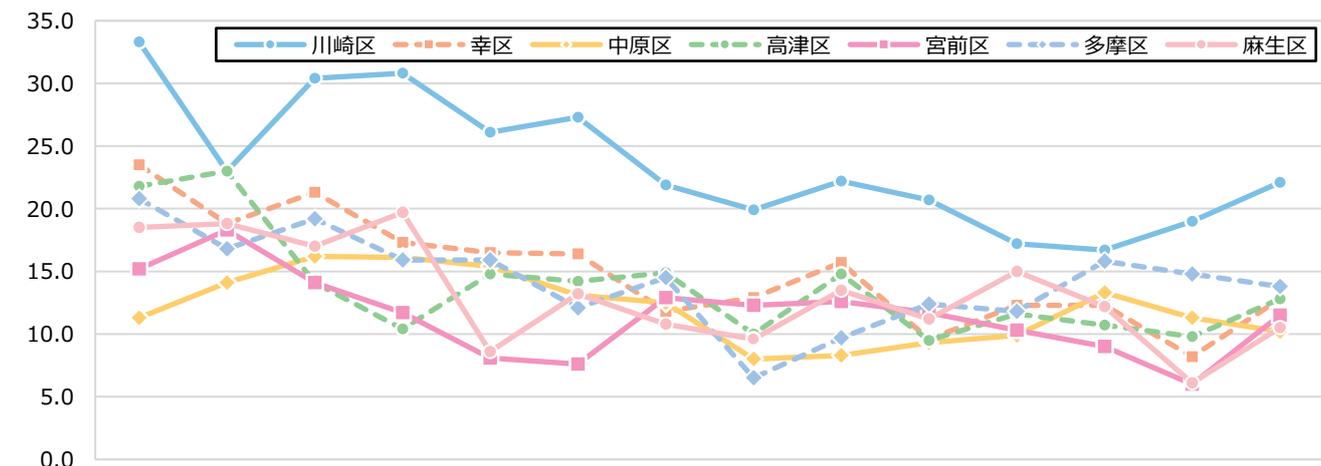
表4 自殺未遂歴の状況（警察統計）

	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
自殺未遂歴あり	54人 18.7%	49人 18.1%	54人 20.1%	55人 22.1%	53人 24.1%	53人 24.5%	53人 25.0%	31人 18.5%	43人 20.9%	43人 23.4%	47人 24.6%	46人 23.2%	40人 23.7%	35人 16.9%
自殺未遂歴なし	166人 57.4%	148人 54.8%	154人 57.2%	138人 55.4%	132人 60.0%	129人 59.7%	128人 60.4%	101人 60.1%	132人 64.1%	116人 63.0%	118人 61.8%	119人 60.1%	105人 62.1%	144人 69.6%
不詳	69人 23.9%	73人 27.0%	61人 22.7%	56人 22.5%	35人 15.9%	34人 15.7%	31人 14.6%	36人 21.4%	31人 15.0%	25人 13.6%	26人 13.6%	33人 16.7%	24人 14.2%	28人 13.5%
総計	289人 100.0%	270人 100.0%	269人 100.0%	249人 100.0%	220人 100.0%	216人 100.0%	212人 100.0%	168人 100.0%	206人 100.0%	184人 100.0%	191人 100.0%	198人 100.0%	169人 100.0%	207人 100.0%

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

自殺死亡者のうち、自殺未遂歴のある者は5-6人に1人程度である。

図7 自殺死亡率の区別年次推移（警察統計）



	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31/R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)
川崎区	33.3	23.0	30.4	30.8	26.1	27.3	21.9	19.9	22.2	20.7	17.2	16.7	19.0	22.1
幸区	23.5	18.8	21.3	17.3	16.5	16.4	11.8	12.9	15.7	9.6	12.3	12.3	8.2	12.8
中原区	11.3	14.1	16.2	16.1	15.4	13.1	12.5	8.0	8.3	9.3	9.9	13.3	11.3	10.2
高津区	21.8	23.0	14.1	10.4	14.8	14.2	14.9	10.0	14.8	9.5	11.6	10.7	9.8	12.8
宮前区	15.2	18.3	14.1	11.7	8.1	7.6	12.9	12.3	12.6	11.7	10.3	9.0	6.0	11.5
多摩区	20.8	16.8	19.2	15.9	15.9	12.1	14.5	6.5	9.7	12.4	11.8	15.8	14.8	13.8
麻生区	18.5	18.8	17.0	19.7	8.6	13.2	10.8	9.6	13.5	11.2	15.0	12.2	6.1	10.5

※ 自殺死亡率は人口10万人あたりの自殺死者数

出典：警察統計より川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター作成

区別の自殺死亡率は、平成21年から令和4年の全ての年で、川崎区が最も高い状況にある。平成27年から平成29年については、平成28年に幸区を除く6区で減少し、平成29年には全ての区で増加した。その中でも高津区と多摩区における減少と増加が大きかった。令和4年は中原区と多摩区で減少し、それ以外の5区は増加した。

## 第2章 川崎市における自殺対策の基本的な枠組み

### 1 川崎市における自殺対策の経緯

全国と同様、川崎市においても平成10年に自殺死亡率は急増した。川崎市においては平成14年の精神保健福祉センター設置以降、うつ病の相談並びに家族セミナー等を実施し、平成17年度には市民意識実態調査にこころの健康というテーマで自殺に関する設問を設けた。

平成18年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺の危険を示すサインや危険に気づいたときの対応方法等の理解を促進することを目的に、市民を対象とする「こころの健康セミナー」を開始した。

平成19年度には、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、様々な分野の関係機関・団体による多角的な検討を行うことを目的に、司法・医療・福祉・民間・行政関係機関等から構成される「かながわ自殺対策会議」を神奈川県内3県市共同<sup>\*1</sup>により設置した。また、首都圏内8都県市共同<sup>\*2</sup>による自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置した。この会議は、平成22年に政令指定都市に移行した相模原市が加わり、神奈川県内4県市共同、首都圏内9都県市共同となった。さらに、市内の自殺総合対策に係る関係課等の密接な連携と協力を図るため、川崎市自殺総合対策市内連絡会議を設置した。その他に、自殺の事後対応に関わる事業として、神奈川県と合同で自死遺族の相談支援を目的とする自死遺族の集いを開始した。

平成20年度には、自殺総合対策の推進を図るため、川崎市の自殺に関する統計分析を多角的に行い、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、自殺総合対策の基礎資料を作成することを目的とする川崎市自殺対策統計分析を開始した。また、自殺の事前予防に関わる事業として、うつ病について診断や治療技術の向上を図り、うつ病の早期発見・早期治療につなぐことを目的に、身体科医師を対象とする「かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業」を開始したほか、自殺問題の知識や自殺念慮者、自死遺族への支援に関する理解の促進を目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援基礎研修を開始した。さらに、自殺総合対策の推進を図る体制整備として、自殺対策に係る普及啓発に関する情報の共有並びに協議、連携することを目的とするかながわ自殺対策会議普及啓発部会を神奈川県・横浜市と共同で設置した。

平成21年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺予防の取り組みを周知することを目的とする自殺予防街頭キャンペーンを「かながわ自殺対策会議」の普及啓発活動の一環として開始するとともに、支援の実際を学び、自殺関連相談技術を向上させることを目的に、市内相談関係機関の従事者を対象とする自殺対策相談支援技術研修を開始した。また、危機介入に関わる事業として、川崎区をモデル地区とし、高齢者を対象としたうつ病のスクリーニングや民生委員等を対象とした普及啓発事業を開始した。さらに、自殺の事後対応に関わる事業として、孤立しがちな自死遺族の相談を受け、適切な支援につなげることを目的とする川崎市自死遺族ほっとラインを設置し、平成19年度から神奈川県と合同で開催していた自死遺族の集いを川崎市単独の開催とした。また、これらの事業を効率的に進めるため、精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置した。

平成22年度には、自殺の事前予防に関わる事業として、自殺関連相談技術の向上やゲートキーパー<sup>\*3</sup>という役割への理解の促進を目的に、保健、医療、福祉等機関の従事者を対象とする自殺予防セミナーの実施や、自殺予防の考え方を中心とした自殺対策に関する知識等の普及啓発を目的とする市内学校の教職員を主な対象とする自殺対策に関する学校出前講座を開始した。また、自殺発生の危機介入に関わる事業として、自殺未遂者への適切な対応が自殺企図防止に有効となるため、今後の効果的な自殺未遂者対策の推進及び自殺未遂者対策を行う上での基礎資料の作成を目的とする川崎市にお

ける自殺企図患者・自傷行為患者に関する対応事業を開始した。

平成23年度には、川崎市自殺対策推進キャラクター「うさっぴー」を誕生させ、普及啓発資材を作成するなど、自殺対策に係る普及啓発活動を進めた。

このように、平成19年度に庁内外との連携のための3つの会議体を設置して以降、平成23年度までに自殺総合対策を推進する事業を主に他県市との協調や委託により整備した。

平成25年度には、健康福祉委員会から発議の提案がなされたことをきっかけに、川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定し、平成26年4月に施行した。また、それぞれの地域の実情に応じた対策を講じていく必要性の高まりから、平成20年度より設置していた神奈川県内4県市共同の「かながわ自殺対策会議」の普及啓発部会を解消し、各県市に地域部会を設置した。

平成26年度には、条例を踏まえ、平成20年度より設置していた川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、新たに庁内体制として川崎市自殺対策総合推進会議を設置した。また、条例に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議を中心に、川崎市自殺対策総合推進計画を平成27年3月に策定した。

平成27年度には、川崎市自殺対策総合推進計画に基づき、川崎市自殺対策総合推進会議に加えて、川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議と川崎市自殺対策評価委員会を設置し、現在の推進体制となった。(P13図8参照) また、評価委員会委員の協力を得て、帝京大学医学部附属溝口病院への委託事業と連携して実施している自殺及び防止対策の実態把握の一つとして、川崎市消防局の協力のもと、「自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査」を行い、報告書を取りまとめた。

平成28年度には、川崎市自殺対策の推進に関する条例及び川崎市自殺対策総合推進計画に示された課題の中で未着手であった自殺未遂者に対する支援に対応するため、前年度に実施した実態調査の結果をもとに、自損救急搬送データと三次救急を担う川崎市内3病院の医療記録のリンケージによる分析を行う自損事故救急搬送事例調査を開始した。また、自損事故救急搬送事例調査を進める一方で、川崎市中部地区の医療機関及び行政機関の関係者に有識者を交えて、自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始した。さらに、地域包括ケアシステムに関係する行政・団体職員等を対象に地域包括ケアシステムの中で自殺対策の一層の推進を図ることを目的とし、「地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修」を開始した。

平成29年度には、これまでの取組と自殺対策評価委員会等の3つの会議体における意見等を踏まえ、川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、平成30年3月に第2次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

平成30年度には、第2次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、推進体制において、より有機的に相互の会議体が連携できるよう一部名称変更を行うとともに、庁内体制については、全庁体制に移行した。また、自殺未遂者支援については、川崎市中部地区での意見交換会を発展させ、連携支援のモデル構築と事業の実現可能性の検討を行うため、川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始した。

平成31(令和元)年度は、第2次川崎市自殺対策総合推進計画における各取組項目の取組状況を的確に把握するため、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書に、構成事務事業や主要指標、課題やそれに対する改善の方向性の項目を追加し、成果と課題の把握をさらに進めた。また、平成30年度に引き続き、自殺未遂者支援に取り組みながら、自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証のためのアンケート調査や、ゲートキーパー研修におけるヒアリング調査等を実施した。

令和2年度は、平成30年度から取り組んだ川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について、これまでの事業経過及び成果について報告書を取りまとめ、次年度以降の事業の方向性について、整理を行った。また、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症

等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

令和3年度には、第3次川崎市自殺対策総合推進計画が開始となり、新型コロナウイルス感染症による取組への影響はありつつ、オンラインの導入等、各取組の実施手法等の工夫により、継続的な取組を実施した。新型コロナウイルス感染症による取組への影響と対応については、川崎市自殺対策の推進に関する報告書において、整理を行った。また、中部地区で実施していた自殺未遂者支援者モデル構築事業を発展させ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業として、自殺未遂者等のフォローアップを実施した。

令和4年度には、川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向け、川崎市北部地区の三次救急医療機関に搬送された自殺未遂者等の状況や支援ニーズを把握し、地域支援の導入方法の検討等、地域連携体制の構築を推進するための資料となるよう調査、分析に着手した。また、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において、構成委員の自殺対策の取組を知ることによって、委員間の一層の連携が図れるよう、あり方を見直し実施した。さらに、川崎市におけるこれまでの自殺対策の取組について改めて整理するとともに、令和5年度に実施予定であるところの健康に関する意識調査に向けた内容を整理する等、第4次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けた検討を行った。

このように、川崎市の自殺の実態を踏まえ、自殺対策の推進に取り組んでおり、今後も計画に基づき、必要な施策を講じていく。(※本経緯の概要については、P10表5参照)

※1 神奈川県・横浜市・川崎市

※2 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市

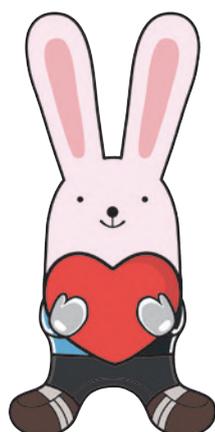
※3 悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守り、自殺につながりそうなことにストップをかける「命の門番」となる人のこと

表5 川崎市における自殺対策の経緯

年	取組
平成14年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センター設置</li> <li>・うつ病の相談並びに家族セミナーの開催を開始</li> </ul>
平成17年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民意識実態調査(現市民アンケート)を実施</li> </ul>
平成18年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回こころの健康セミナーを開催</li> </ul>
平成19年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県と合同で自死遺族の集いの開催を開始</li> <li>・神奈川県・横浜市と共同でかながわ自殺対策会議を設置</li> <li>・8都府県<sup>*1</sup>共同で八都府県自殺対策キャンペーン連絡調整会議を設置</li> <li>・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を設置</li> </ul>
平成20年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を設置</li> <li>・かかりつけ医うつ病対応力向上研修会を開始(委託先:公益社団法人川崎市医師会)</li> <li>・自殺対策相談支援基礎研修を開始</li> <li>・統計分析業務を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>
平成21年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺予防街頭キャンペーンを開始</li> <li>・自殺対策相談支援技術研修を開始</li> <li>・川崎区をモデル地区とした川崎市地域自殺対策ハイリスク者への対応事業を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> <li>・川崎市自死遺族ほっとラインを設置(委託先:社会福祉法人川崎いのちの電話)</li> <li>・自死遺族の集いの開催を市単独での開催に変更</li> <li>・精神保健福祉センターに専任の自殺予防対策担当を設置</li> </ul>
平成22年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策に関する学校出前講座を開始</li> <li>・従事者支援向けの自殺予防セミナーを開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> <li>・自殺未遂者支援事業委託を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>
平成23年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺対策キャラクターうさっぴー誕生</li> </ul>
平成24年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市フロンターレ市政記念試合にうさっぴー登場</li> </ul>
平成25年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ自殺対策会議普及啓発部会を解消</li> <li>・川崎市自殺対策の推進に関する条例を制定</li> </ul>
平成26年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺総合対策庁内連絡会議を廃止し、川崎市自殺対策総合推進会議を設置</li> <li>・川崎市自殺対策総合推進計画策定</li> </ul>
平成27年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議設置</li> <li>・川崎市自殺対策評価委員会設置</li> <li>・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を実施(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>
平成28年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自損事故による救急搬送と救急受診等の実態調査を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> <li>・川崎市中部地区における自殺未遂した本人及び家族への地域における支援のあり方や支援体制の構築に関する意見交換会を開始</li> <li>・地域包括ケアシステムにおける自殺対策研修を開始</li> </ul>
平成29年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施</li> <li>・第2次川崎市自殺対策総合推進計画策定</li> </ul>
平成30年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺対策総合推進会議を川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議に名称変更し、全庁体制へ移行</li> <li>・川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議に名称変更</li> <li>・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を開始(委託先:帝京大学医学部附属溝口病院)</li> </ul>
平成31年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺対策の推進に関する報告書における取組項目実施状況報告書の改変を実施</li> <li>・自殺対策に関わる支援者の人材育成の効果検証を実施(委託先:日本社会事業大学)</li> <li>・ゲートキーパー研修の効果検証と今後の研修資料開発を開始(委託先:武蔵野大学)</li> </ul>

年	取組
令和2年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業について報告書を作成</li> <li>・川崎市こころの健康に関する意識調査を実施</li> <li>・第3次川崎市自殺対策総合推進計画策定</li> </ul>
令和3年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・精神保健福祉センターと障害者更生相談所を統合再編し、川崎市総合リハビリテーション推進センターを設置</li> <li>・川崎市自殺未遂者支援地域連携モデル構築事業を踏まえ、川崎市中部地区自殺未遂者支援地域連携推進事業を開始</li> </ul>
令和4年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市北部地区における自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた取組に着手</li> <li>・川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議において構成委員が一層の連携を図れるようあり方を見直し実施</li> </ul>

※1 東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・横浜市・川崎市・さいたま市・千葉市



名前：うさっぴー

川崎市自殺対策推進キャラクターです。  
 自殺を防ぐゲートキーパー（ゴールキーパー）でうさぎの大きな耳で、悩みをよく聴き、こころ（ハート）を受け止めます。

## 2 自殺対策総合推進計画の推進体制

川崎市においては、健康福祉局障害保健福祉部精神保健課と総合リハビリテーション推進センターが事務局となって、川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議、川崎市自殺対策評価委員会という3つの会議体を運営、連携させることで自殺対策を推進している。(P13図8参照)

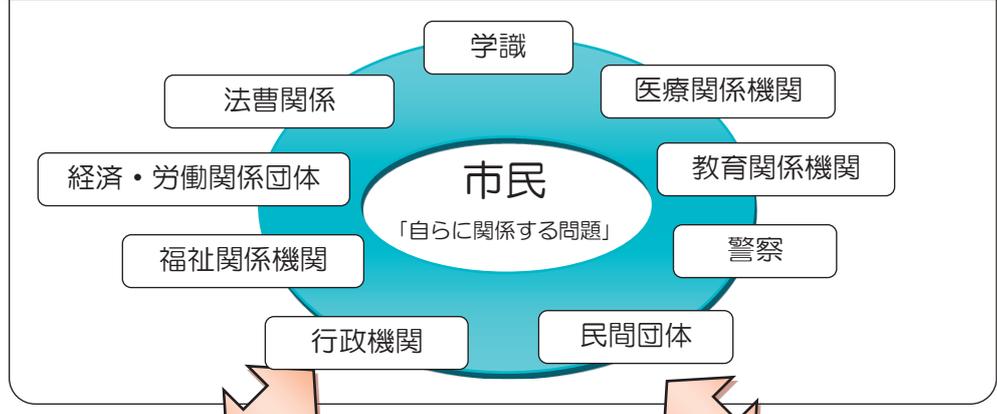
川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議は、平成26年4月に設置された川崎市自殺対策総合推進会議を発展させたもので、副市長が議長を務め、平成30年4月から庁内の全局・室・部・区長で構成されている。この会議は、自殺対策を推進するために必要な計画及び施策の策定、自殺対策に関する情報交換及び調査、分析や庁内の関係課等による自殺対策に係る調整又は連携に関すること等を所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。この会議には課長級の幹事会を設けている。

川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議は、平成27年4月に設置された川崎市地域自殺総合対策推進連絡会議を平成30年4月に名称変更したもので、自殺予防に関わる学識者や、司法、医療、労働、経済、福祉、教育といった15の関係機関や民間団体、行政機関で構成されている。この会議は、自殺対策に係る総合計画や関係機関等の情報交換、自殺対策に関する連絡調整、自殺対策事業に関する調査、研究及び情報交換に関することを所管し、自殺総合対策の円滑な推進を図っている。

川崎市自殺対策評価委員会は、平成27年4月に設置され、学識経験者3名、医師1名、市職員1名の計5名で構成されており、計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価並びに自殺対策に係る重要事項について調査・審議している。

図8 推進体制

**川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議**  
 自殺予防に関わる法曹・医療等関係機関、民間団体等が自殺予防に関する共通認識を持ち、連携内容を検討確認し、事業実施における実務担当者間の連携促進をめざす。



副市長を議長とした市内全局・室・区長会議。  
課長級の幹事会を設置。

学識経験者と、医療、保健福祉などの各分野の委員により構成。  
**川崎市自殺対策評価委員会**  
 自殺対策（事業、施策）の評価を行う。

**川崎市自殺対策総合推進計画**  
**・庁内連携会議**  
 各部署における実施体制を整備。  
 地域に応じた自殺対策を総合的、多角的に推進する。

健康福祉局精神保健課・総合リハビリテーション推進センターが、事務局として対策を推進する。

### 3 自殺対策総合推進計画の概要

川崎市自殺対策総合推進計画は、国の自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を参考に、自殺を個人的な問題のみではなく社会全体で取り組む問題としてとらえ、市民一人ひとりが自らと無関係ではない事として意識すること、また、身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現をめざして、第1次計画を平成27年3月に策定した。第1次計画は平成27年度から平成29年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

この間、国では、平成28年に自殺対策基本法の改正、平成29年には自殺総合対策大綱の見直しが行われ、地域レベルの実践的な取組の支援の強化や適切な精神保健医療福祉サービスを提供するための体制の整備、相談の多様な手段の確保やアウトリーチの強化、居場所づくりの推進といった様々な分野のサポートによる社会全体の自殺リスクの低下、子ども・若者・勤務問題に対する自殺対策の更なる推進が重点施策に追加された。

本市の計画を推進する中でも、地域における未遂者支援の体制の構築や自殺や精神保健に関する啓発及び周知の多層的な実施、地域精神医療体制の確保、多様性を認め、社会の中に個々人の居場所があるという感覚を持つことができる社会環境作りなどの重要性が高まり、自殺対策基本法や自殺総合対策大綱を踏まえ、更なる対策の推進を図るため、第2次計画を平成30年3月に策定し、平成30年度から令和2年度の3年間を計画期間として、自殺対策を推進した。

その後は、これまでの計画の成果と課題も踏まえるとともに、新型コロナウイルス感染症等の心理・社会的影響も考慮しながら、更なる自殺対策の推進を図るため川崎市自殺対策総合推進計画の改定作業に着手し、令和3年3月に第3次川崎市自殺対策総合推進計画を策定した。

第3次計画では、第2次計画に引き続き、「学校・事業主・地域住民組織等の身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念のもと、

方針1「自殺の実情を知る」

方針2「自殺防止のためにつながる」

方針3「自殺防止のために支える」

という3つの基本方針を掲げている。

また、条例第9条第1項に規定された

- (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供
- (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進
- (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上
- (4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備
- (5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実
- (6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援
- (7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備
- (8) 自殺未遂者に対する支援
- (9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援

という9つの事項に関して必要な取組を進めることとしている。

## 4 自殺総合対策を推進するうえでの基本的認識

自殺は、多くの場合、自殺リスクを増加させるような出来事や病気（危険因子）が重なり、それを減少させるもの（保護因子）が乏しい中で発生する。

自殺の危険因子には、個人的な因子（過去の自殺企図、精神疾患、アルコールや薬物の乱用、慢性的な病気、社会的な支援の不足、攻撃的・衝動的な性格、トラウマの経験など）、社会文化的因子（支援を求めることへのスティグマ、自殺情報への曝露など）、状況的因子（失業や経済的損失、親しい人の喪失、自殺手段の入手、自殺の群発、ストレスの大きな出来事など）がある。自殺の保護因子には、家族やコミュニティとの良好な結びつき、問題を円滑に解決する方法を身につけていること、自殺を妨げるような信条、自殺手段が容易に手に入らないようにすること、SOSが出せることなどがある。

自殺を予防するためには、危険因子を少なくし、保護因子を増やす取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めていく必要がある。自殺の危険因子や保護因子はライフステージによって異なるため、第2次計画の策定にあたって、これまで使用してきた図9「自殺プロセス図」を図10「自殺予防プロセス図」に改め、ライフステージ別の取組をわかりやすく示すこととした。「自殺予防プロセス図」については、第1次計画の「自殺プロセス図」（張賢徳先生（一般社団法人うつ病センター・六番町メンタルクリニック院長）による）をもとに、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議にて検討し、作成したものである。

「自殺予防プロセス図」は、自殺の発生を増加させるような出来事や病気が重なり、自殺の危険が高まる過程において、サポートを得ることによって孤立を回避して、生きる方向に進むことを目指すものである。

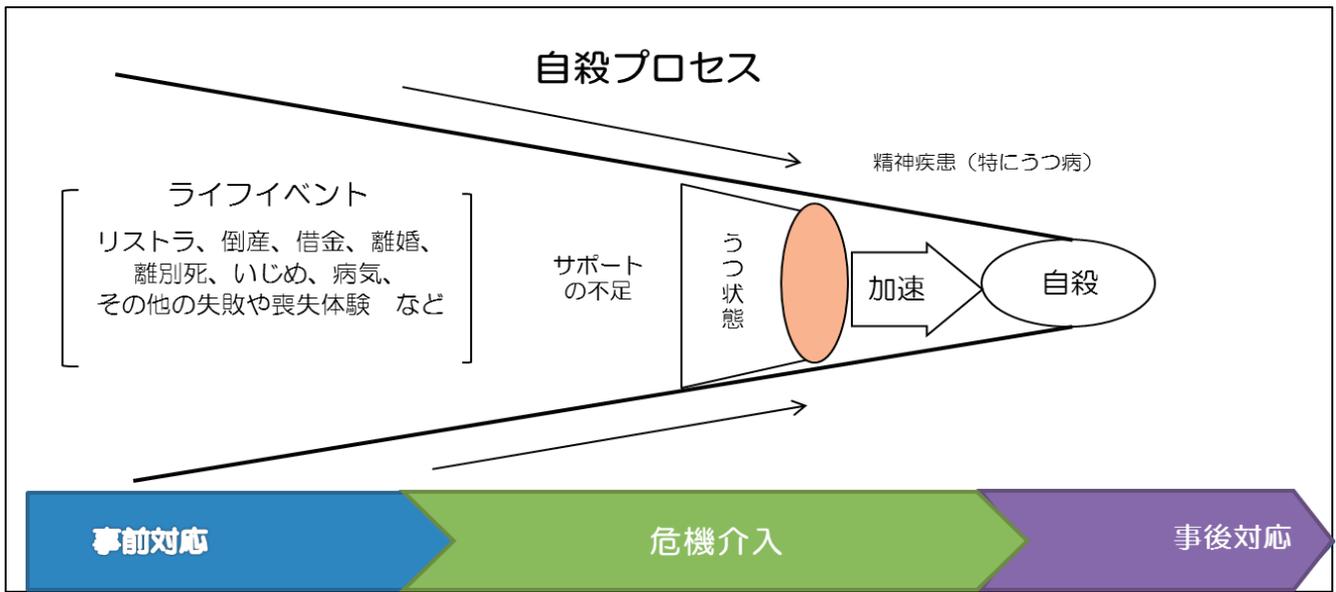
### 自殺の危険因子と保護因子について（自殺予防プロセス図参照）

自殺リスクを増加させるような状況や病気などを「危険因子」といい、逆に自殺を防ぐことに役立つと考えられているもの、危険因子を減少させるものを「保護因子」という。下記にそれぞれの一例を示す。

危険因子	状況的因子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死別、離別、失職、経済破綻、孤立など</li> <li>・ ストレスの大きいライフイベント</li> <li>・ 自殺手段への容易なアクセス</li> </ul>
	社会文化的因子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援を求めることへの偏見や差別意識</li> <li>・ 特定の文化的・宗教的な信条</li> <li>・ 自殺行動や自殺者の影響への曝露</li> </ul>
	個人的因子	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺企図歴、希死念慮</li> <li>・ 精神疾患（アルコールや薬物の乱用含む）、身体的あるいは慢性的な疾患</li> <li>・ 絶望感、孤立感、社会的支援の欠如</li> </ul>
保護因子		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会や人とのつながり、帰属感</li> <li>・ 良好な家族関係、対人関係、学業、仕事、余暇など</li> <li>・ 様々な疾患に対するケアや支援体制</li> <li>・ 自殺予防に関する情報へのアクセスのしやすさ</li> </ul>

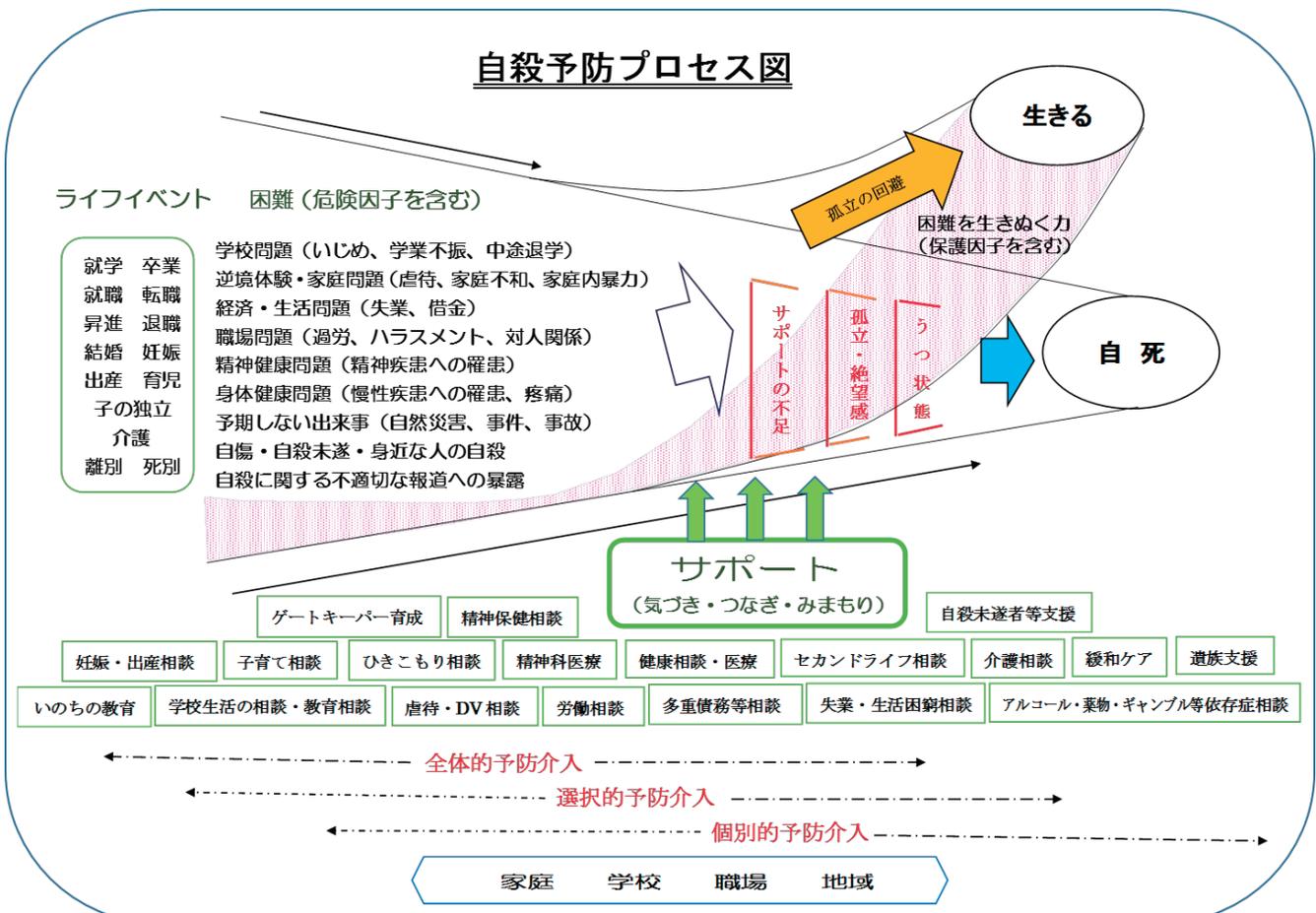
参考：日本精神神経学会「日常臨床における自殺予防の手引き」

図9 自殺プロセス図



作成：一般社団法人うつ病センター・六番町メンタルクリニック院長  
張 賢徳 先生

図10 自殺予防プロセス図



## 5 地域包括ケアシステム推進ビジョンにおける自殺対策の推進について

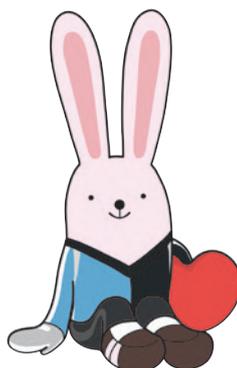
川崎市では、平成27年3月に「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」(以下「推進ビジョン」という。)を策定し、高齢者をはじめ、障害者や子ども・子育て世帯などに加え、現時点で他者からの支援を必要としない方々を含めた「全ての地域住民」を対象として、「地域包括ケアシステム」の構築を推進することとしている。

また、推進ビジョンにおいては、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」という基本理念を掲げ、これを達成するための基本的な視点等を設定している。

川崎市自殺対策総合推進計画では、この推進ビジョンを上位概念として、「身近な地域の多様な主体と協働し、安心して暮らせるまちづくりと自殺に追い込まれない社会の実現を目指す」という基本理念を掲げている。この基本理念を達成するため、「自殺や精神疾患に関する啓発、地域や各組織における互助意識の醸成による、相談への抵抗軽減と孤立の防止」、「支援者間、および組織の連携強化による相談のアクセシビリティ向上と支援の包括的提供」により、市民が安心して生活し、その結果として、自殺者数および自殺死亡率が減少することを目指すとしている。

また計画は、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱を踏まえ、推進ビジョンを上位概念とし、「かわさきノーマライゼーションプラン」をはじめとする計画と連携を図り、川崎市総合計画との整合性を図ることとしている。

このように、計画における取組の進捗が、自殺者の減少のみならず、「地域包括ケアシステム」の構築につながるよう進めている。



## 第3章 令和4年度の自殺対策の実施状況

### 1 3つの会議体の開催状況

#### (1) 川崎市自殺対策総合推進計画・庁内連携会議

令和4年度は、第1回を令和4年11月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和3年度版）」について確認を行った。また、第4次川崎市自殺対策総合推進計画策定に向けたスケジュールを提示し、今後の流れについて報告を行った。

第2回は令和5年2月に開催し、第4次川崎市自殺対策総合推進計画骨子案について報告を行った。

#### (2) 川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議

令和4年度は、第1回を令和4年9月に開催した。直近の自殺の状況について報告を行い、自死遺族支援について外部講師（全国自死遺族連絡会）及び委員（全国自死遺族総合支援センター）からの話題提供をもとに、意見交換を行った。

第2回は令和5年2月に開催し、第4次川崎市自殺対策総合推進計画骨子案について、報告を行った。また、委員2名（神奈川県司法書士会及び川崎市社会福祉協議会）の自殺対策に関する取組について報告を得て、委員間での意見交換を行った。

#### (3) 川崎市自殺対策評価委員会

令和4年度は、第1回を令和4年10月に開催し、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和3年度版）」について説明し、自殺対策総合推進計画の進捗状況及び目標の達成状況の評価、新型コロナウイルス感染症による取組への影響等について審議した。

第2回は令和5年2月に開催し、第4次川崎市自殺対策総合推進計画骨子案について説明し、目標の設定、主要な課題の整理、計画期間の設定等について審議した。また、市民意識調査の実施に向けて、調査項目や実施方法等について審議した。

### 2 条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとの実施状況について

条例第9条第1項に規定された9つの事項ごとに、29の部署が全71の取組を実施した。

取組については、重点施策、基本施策、関連施策として大きく3つに分類している。

（取組の所管等詳細については、P32以降参照）

#### 方針1 自殺の実情を知る

##### (1) 自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供

- 取組1【重点】自殺の防止等に関する情報の分析として、神奈川県警察本部より提供された自殺統計及び厚生労働省の人口動態統計のうち、死亡要因が自殺によるものについて、基本集計を行った。
- 取組2【基本】川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を掲載した。また、自殺の防止等に関する情報の提供として、「川崎市自殺対策の推進に関する報告書（令和3年度版）」を作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を掲載し、報道機関への資料提供とともにホームページ等で公開した。

## (2) 自殺の防止等に関する市民の理解の増進

- 取組3【重点】自殺予防週間において川崎マリエン、アトレ川崎、夢の絆・川崎のライトアップを実施するとともに、市内金融機関等を通じ、普及啓発グッズ及び相談機関のリーフレットを配布した。また、自殺やメンタルヘルスについての正しい理解を広めるため、市民向け講演会「こころの健康セミナー」を開催した。
- 取組4【基本】冊子「かわさき労働情報」(毎月1回、3,000部発行、市内5人以上の事業所、労働組合及び関係機関等に送付)に、こころの健康に関する不調のサインの発見やその回復方法等についての記事、及び相談窓口の案内等を掲載した。
- 取組5【基本】第2期かわさき健康づくり21に基づき、心身の健康に関する講話等を各区役所地域みまもり支援センターにて実施するとともに、年代を特定しない集団に対する健康教育や、広報・イベント等の健康づくり事業を実施した。
- 取組6【基本】子どもの自尊感情や豊かな人間関係を育むため、各学校において「かわさき共生\*共育プログラム」を実施するとともに、学校の取組を支援する研修会等を行った。また、新たな「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の実施により、「こころの痛み」について考えることの大切さや、SOSの出し方・受け止め方についての理解を深めた。

## 方針2 自殺防止のためにつながる

### (3) 自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上

- 取組7【重点】一般市民から、サービス事業者、専門の支援者まで様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。
- 取組8【重点】医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした自殺予防セミナーにおいて、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法を学んだうえで、事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。
- 取組9【重点】自殺対策に関する市職員の人材育成として、かかりつけ医うつ病対応力向上研修及び自死遺族支援研修会への市職員の参加があった。また人権尊重教育推進担当者研修及びゲートキーパー研修等の開催においても市職員に周知し参加を呼びかけ、受講に繋がった。
- 取組10【重点】川崎市内の小中高等学校において、学校からの依頼に応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。
- 取組11【基本】神奈川県、横浜市、相模原市とともに早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に身体科医師を対象に、かかりつけ医うつ病対応力向上研修を開催した。
- 取組12【基本】児童精神科医によるスーパーバイズを伴う事例検討会を行い、支援者のスキルアップおよび多機関、多職種連携を強化した。
- 取組13【基本】母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、従事者のスキルアップを図るための研修を実施した。
- 取組14【基本】児童相談所職員、区役所地域みまもり支援センターの職員を対象として、子どものメンタルヘルスや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス等の、専門的な知識を習得する研修を開催した。
- 取組15【基本】職員の資質向上として、ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修において人権尊重教育に関する研修を行った。
- 取組16【基本】教職員向け心の健康相談支援事業として、心の健康に起因する問題について、精神科医等による予約制の面接相談や相談事例に基づいた医学的な情報提供や研修会を行い、心の健康問題への啓発を実施した。

- 取組 17【基本】困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材の養成を目的に緩和ケア研修会を実施した。

#### **(4) 職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備**

- 取組 18【重点】川崎市内の小中高等学校において、学校からの依頼に応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。(再掲)
- 取組 19【重点】匿名で利用できる電話相談として、こころの健康や病気の悩みに関連した相談について、電話相談を実施した。
- 取組 20【基本】かわさきパラムーブメントの取組として、心のバリアフリーの理念浸透に向けた市民向けのイベントの開催及び職員向け研修の開催等を実施した。
- 取組 21【基本】企業や産業保健等を中心に、働く人を取り巻く職場環境やメンタルヘルス対策として、川崎商工会議所との共催による職場の安全・安心セミナーを開催した。
- 取組 22【基本】各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話で受け、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の紹介や訪問支援等を行った。
- 取組 23【基本】依存症に関連する相談支援に応じるとともに、認知行動療法的プログラム「だるま〜ぷ」や依存症問題に悩む家族のためのセミナーを開催した。
- 取組 24【基本】社会的ひきこもり当事者およびその家族へ相談、家庭訪問等のアウトリーチ支援を行うとともに、当事者や家族グループ活動、市民講演会開催等による普及啓発、スーパーバイズや従事者研修会開催による支援者の育成を行った。また、ひきこもり支援ネットワーク会議を開催した。
- 取組 25【基本】心神喪失者等医療観察法への対応として、裁判所による入院・通院の決定により、法の下、保護観察所や地域みまもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的な面接や訪問、ケア会議等を実施した。
- 取組 26【基本】高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう介護予防教室等実施事業や地域介護予防活動支援事業に取り組んだ。
- 取組 27【基本】がん患者とその家族を対象に隔月 1 回、がん患者サロンを開催した。また、不安や悩みを抱えるがん患者・家族にはがん相談支援センターで個別対応を行うとともに、がん相談支援センター利用促進のための広報を行った。
- 取組 28【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーが、養育や経済的な課題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対し、必要な情報提供や地域のサポート資源を紹介するなどの調整、支援を行った。
- 取組 29【基本】市職員のメンタルヘルス対策として各種研修やストレスチェックを実施するとともに、市職員の悩みや不安が解消され、心の健康が実現されるよう相談支援を実施した。

#### **(5) 自殺の発生を回避するための相談その他の適切な対処を行う体制の整備及び充実**

- 取組 30【重点】川崎市自殺対策の推進に関する条例に基づき、自殺対策に係る関係機関の密接な連携と協力により、本市における自殺総合対策を円滑に進めるため川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議を開催した。
- 取組 31【基本】市民生活・市政等相談として、日常生活での困り事などの相談に応じたり、特

別相談として、弁護士、司法書士、専門相談員等が、専門知識が必要な相談に応じた。

- 取組 3 2 【基本】人権意識の普及や協働・連携による取組として、「かわさき人権フェア」を実施した。また、企業向け「LGBTセミナー」の開催や性的マイノリティの理解促進に関するイベントとして「ピープルデザインシネマ2023」を実施した。
- 取組 3 3 【基本】女性のための総合相談として、ハローウィメンズ110番や面接相談、法律相談を実施するとともに、男性のための電話相談を実施した。
- 取組 3 4 【基本】国際交流センターにて、外国人市民に対し、多言語で行うワンストップ型の情報提供及び相談を実施した。
- 取組 3 5 【基本】市役所及び中原区役所に労働に関する相談窓口を設置し労働相談を実施した。また、神奈川県との共催により、月1回の弁護士労働相談と年7回の街頭労働相談会を開催した。
- 取組 3 6 【基本】若年無業者等の職業的自立に向けて、心理カウンセリング、職業人セミナー、職場体験、社会参加継続支援、保護者向けセミナー等を実施することにより、総合的な支援に取り組んだ。
- 取組 3 7 【基本】就職に関する総合相談窓口を開設し、個別相談、職業紹介、就職活動に役立つセミナー、心理カウンセリング等を実施した。
- 取組 3 8 【基本】商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなどの消費生活相談を専門の相談員が受け付け、公正な立場であっせん等の処理に当たった。
- 取組 3 9 【基本】生活困窮者の悩みや困難が解消されるよう、失業を中心に、住まい、債務、メンタルヘルス等生活困窮者の複合的な課題に対応できるよう相談支援員を配置し、個々の状況に合わせた就労支援等を行った。
- 取組 4 0 【基本】市内の福祉事務所において、生活保護法の趣旨や制度についての説明や、相談者個人個人の相談内容に応じた適切な助言を行い、保護申請の意思が確認された場合は、申請手続きについて助言した。また、学習支援・居場所づくり事業として小・中学生への支援を実施した。
- 取組 4 1 【基本】区役所にて、認知症等により要介護者となった人の家族を対象に、認知症高齢者介護教室を実施した。また、認知症コールセンターにより、認知症のピアカウンセリングや認知症専門医による相談を実施し、認知症の人と家族の地域生活を支援した。
- 取組 4 2 【基本】高齢者や介護者の多様なニーズを踏まえ、要支援者等を対象とした訪問型・通所型サービスを実施し、介護予防の取組を進めた。
- 取組 4 3 【基本】協力事業者と行政機関、関係機関等が、見守りネットワークの構築に取り組み総合連携を図った。また、協力事業者から連絡を受けた行政機関において、要支援者を早期に発見し適切な支援や対応を実施した。
- 取組 4 4 【基本】障害を理由とする差別解消の推進に向け、普及啓発・周知、相談等の体制整備、情報の収集、整理等を行うとともに、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、障害を理由とする差別に関する相談事例の共有や情報交換を通して、課題解決に取り組んだ。
- 取組 4 5 【基本】障害者相談支援センターは市内26か所（基幹型3、地域型23）で相談支援事業を実施した。障害者相談支援センターが総合相談を適切に実施できるよう、研修や制度説明等を行う障害者相談支援センター等合同連絡会を実施した。また、地域自立支援協議会について、全体会議を1回、企画運営会議を8回開催した。
- 取組 4 6 【基本】障害のある方の在宅生活や日中活動の場を充実させるため、障害者総合支援法に基づく訪問系サービスや日中活動系サービス、地域生活支援事業等の様々なサービスを提供するとともに、サービスの充実に向けた取組を行った。
- 取組 4 7 【基本】精神障害者の地域移行・地域定着支援について、専門部会を設け、ワーキング

グループによる取組を進めるとともに、研修会の開催やアンケート調査の実施を行った。

- 取組 4 8【基本】地域就労援助センターにおいて一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、就労に関する個別相談や求職活動及び職場定着支援等を実施するとともに、市内就労移行支援事業所等と連携し、川崎南部・中部・北部の地区別に就労支援ネットワーク会議を開催した。
- 取組 4 9【基本】災害時 P F A と心理対応研修へ職員を派遣し、「サイコロジカル・ファーストエイド（心理的応急処置：P F A）」に関する基本技能の習得を行った。また、精神科コロナ医療提供体制により、精神症状のあるコロナ陽性者に対し、医療提供支援を行った。
- 取組 5 0【基本】予期していない妊娠等で悩んでいる人の電話及びメールによる個別相談（妊娠・出産 SOS 事業）を実施するとともに、母子保健事業相談支援事業にて育児支援等を必要とする妊産婦を対象に、ニーズに応じた支援につなぐため電話相談を実施した。また、妊婦とパートナーを対象に妊娠期サポート事業（両親学級）を開催し育児知識の普及や情報提供を行った。
- 取組 5 1【基本】各児童相談所や各区役所地域みまもり支援センターにおいて、各専門職が子どもに関する悩みや困難に関して、保護者や子どもの相談支援を実施し、相談内容により、関係機関等と密に連携して対応した。
- 取組 5 2【基本】児童相談所虐待対応ダイヤル 1 8 9（いちはやく）、川崎市児童虐待防止センター、児童・青少年電話相談、かながわ子ども家庭 1 1 0 番相談 L I N E 等を実施し、子どもや家庭等への様々な悩みや困りごとに対応した。
- 取組 5 3【基本】里親家庭や児童養護施設などに措置されるなど、社会的養護を必要とする子どもの社会的自立を支えるため、必要な情報提供や就労相談の支援、施設等退所後の相談支援等を実施した。
- 取組 5 4【基本】各区役所において、女性相談員が様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施した。また、D V 相談支援センターにおける電話相談を実施した。
- 取組 5 5【基本】ひとり親家庭の対象者に児童扶養手当の支給を実施するとともに、ひとり親家庭の親の就労による自立に向けた自立支援プログラム策定や、家事・育児等支援として支援員派遣、子どもに対する生活・学習支援等を実施した。
- 取組 5 6【基本】全小学校に支援教育コーディネーターを配置し、支援の必要な児童に対する支援を実施した。またスキルアップに向けた研修を実施した。
- 取組 5 7【基本】子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話相談（教育一般）や子ども専用電話相談、2 4 時間子供 S O S 電話相談を実施した。
- 取組 5 8【基本】ネット、携帯端末等を使ったインターネット問題に関する子どもの悩みや困難が解消されるよう、電話・メール相談を実施するとともに、インターネットパトロールや未然防止等を目的としたリーフレット配布等、トラブル防止のための取組を行った。
- 取組 5 9【基本】子どもの権利侵害と男女平等にかかわる人権侵害を管轄し、相談及び救済の申立てを受け関係機関との連携・協力のもと、相談者に寄り添い、相談者と共に問題解決を図った。
- 取組 6 0【関連】経済状況の急激な変化に直面し経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対し、中小企業信用保険法「セーフティネット保証制度」の申請を受け、認定を行った。また、新型コロナウイルス感染症への対応として、引き続き認定事務の緩和を実施した。
- 取組 6 1【関連】プラットホームからの転落や走行中の列車との接触事故を防ぎ、障害者や高齢者等の移動の円滑化及び鉄道利用者の安全の確保を目的とし、鉄道駅舎におけるホームドア等の設置支援を行った。

## **(6) 民間団体の行う自殺の防止等に関する活動に対する支援**

- 取組62【基本】ボランティアによる電話相談事業を行っている「社会福祉法人川崎いのちの電話」に対し、運営費の補助および、講演や相談員募集等の広報協力を行った。

## **方針3 自殺防止のために支える**

### **(7) 自殺の防止に向けた早期かつ適切な医療を提供するための体制の整備**

- 取組63【基本】精神科救急医療体制の整備として、外来対応の初期救急から、入院治療が必要な二次救急、自傷他害のおそれのある場合の警察官通報等の対応を、神奈川県、横浜市、相模原市と協調し、県内の精神科医療機関の協力を得て、24時間体制で実施した。また、措置入院となった方に対して、包括的かつ継続的に支援を受けられることを目的として、退院後支援の取組を実施した。
- 取組64【基本】DPAT（災害精神医療チーム）の支援活動に必要な機材購入等の体制整備を進めた。市で実施した保健医療調整本部での設置訓練で得られた課題等に重点を置き、体制整備を行った。
- 取組65【関連】市内全救急事案に対して、29隊の救急隊で救急搬送体制を整備した。

### **(8) 自殺未遂者に対する支援**

- 取組66【重点】川崎市中心部地区の三次救急医療機関に救急搬送された自殺未遂者等に対し、自殺対策連携推進員等による電話や面接を通じた相談支援を実施した。また、「川崎市中心部地区自殺未遂者支援地域連携推進会議」において、支援経過とフォローアップ支援を行った。また、川崎市北部地区において、自殺未遂者支援地域連携体制構築に向けた調査・分析を行った。

### **(9) 自殺者及び自殺未遂者の親族等に対する支援**

- 取組67【重点】大切な人を自死で亡くされた方に、安心して体験を語れる場を提供することを目的に、自助グループ等の運営支援及び相談機関の情報提供等を行った。
- 取組68【基本】自殺により遺された人等へのケアや必要な情報提供、自殺について話せる機会の確保を目的に自死遺族電話相談を行った。
- 取組69【基本】遺児について、児童養護施設の指導員や心理士、里親と児童相談所の児童心理司が連携して児童の心理的ケアを行った。
- 取組70【基本】スクールカウンセラーの配置や派遣により、児童生徒、保護者、教職員に対する相談や教職員に対するコンサルテーション、心理に関する校内研修等を実施した。また、スクールソーシャルワーカーが、養育や経済的な課題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対し、必要な情報提供や地域のサポート資源を紹介するなどの調整、支援を行った。（再掲）
- 取組71【基本】遺族、管理監督者、同僚向けのリーフレット及び手引きを職員共用システムに掲載した。自死が発生した場合に関係部署へのケアを行う体制をとった

## **3 コロナ禍における自殺対策の実施状況について**

### **(1) 背景・各所管における新型コロナウイルス感染症による影響の確認方法**

新型コロナウイルス感染症は、日本では令和2年1月以降感染が拡大し、令和2年4月7日には7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県及び福岡県）に緊急事態宣言が発出され、4月16日には全都道府県が対象となった。5月25日には全ての都道府県の緊急事態宣言が解

除されたが、以降も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等が長期にわたり適用になった。

令和3年度においても、一時感染者数が減少したものの令和4年1月以降感染者数が急増し、まん延防止等重点措置等が再び適用される等、取組への影響が懸念される状況が継続した。

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大の波が繰り返されたが、行動制限は最小限となる等、感染対策と社会経済活動の両立を目指す方向へと国の取組方針は変化していき、令和5年5月には5類感染症に移行した。

このような社会情勢に応じて、川崎市自殺対策評価委員会からの意見をもとに「令和2年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響」について影響の有無の記載項目を追加し、集約を行った。また、影響が「有」となったものについて、「新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業内容」及び「新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業内容」の2点について、記載項目を設け、集約を行った。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症による取組への影響が令和2年度から継続しさらに長期化していることを鑑み、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういう状況の変化があったか）」という記載項目を追加し、取組の前提となる状況や対象者の変化を確認した。さらに、各取組項目における「変更や中止となった事業」、「新規や臨時的に実施した事業」について集約を行った。

令和4年度においては、令和3年度同様、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういう状況の変化があったか）」、「変更や中止となった事業」、「新規や臨時的に実施した事業」について集約するとともに、5類感染症への移行に伴う今後の取組の方向性の変化について記載を求め集約した。

## （2） コロナ禍での自殺対策の取組について

「令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書」において、「新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういう状況の変化があったか）」、「変更や中止となった事業」、「新規や臨時的に実施した事業」について集約した結果、令和3年度に比べ影響が記載された項目自体が減少しており、またその内容の多くは、感染対策を講じるうえでの取組の中止や縮小、オンラインでの実施等、令和2年度及び令和3年度から引き続けているものとなっている。令和4年度の各取組はウィズコロナ及びアフターコロナも見据えた取組となっており、その内容については大きく次のとおり2つに分類された。

### 1 従来の取組内容の再開

令和3年度において「新型コロナウイルス感染症による取組への影響（どういう状況の変化があったか）」の項目に記載があった取組について、令和4年度には特段記載がなかった取組が13項目あり、感染対策を講じつつ、「変更や中止となった事業」及び「新規や臨時的に実施した事業」を従来の手法にて再開していることが伺えた。

（各取組項目における例）

○取組9 自殺対策に関連する市職員の人材育成

中止していた行政職員を対象とした研修を再開した。

○取組13 母子保健事業における人材育成研修

感染状況を配慮しながら、オンラインで実施していた研修を対面方式で実施した。

○取組23 依存症への対策

川崎アクションフォーラム、家族セミナーの一部を中止していたが、対面にて再開した。

○取組30 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進

オンラインにて開催していた近隣都市との自殺対策関係会議を対面にて開催した。

○取組64 DPAT(災害派遣精神医療チーム)体制整備事業

かながわDPAT技能維持研修について、オンライン実施していた研修を集合形式で実施した。

## 2 コロナ禍を踏まえた新たな取組の継続

新型コロナウイルス感染症による影響を受け、令和2年度及び令和3年度において「変更や中止となった事業」、「新規や臨時的に実施した事業」として実施した取組内容及び取組手法を、令和4年度においても継続した。なお、取組の一部中止や変更等はあるものの、取組自体が中止となった項目はなく、実施手法の工夫等により継続的な取組を実施している。

(各取組項目における例)

○取組3 自殺予防に関する普及啓発事業

感染予防のため、令和2年度以降、世界自殺予防デーに実施していた街頭キャンペーンを中止している。(新規や臨時的に実施した事業：ライトアッププロジェクト(令和2年度から実施)、市内金融機関等での普及啓発物の配布の実施(令和2年度から実施))。

○取組6 「いのち、こころの教育」の推進

全国的な新型コロナウイルス感染症蔓延によるメンタル面への悪影響、若者の自殺者数の増加という状況を受け、児童生徒の援助希求的態度の促進が必要となった。(新規や臨時的に実施した事業：「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進)

○取組7 ゲートキーパーの養成

感染予防対策のため、オンラインを活用した研修の実施があった。また、対面開催の場合でも、参加者同士の間にはアクリルパネルを設置し、ロールプレイ等を実施した研修もあった。

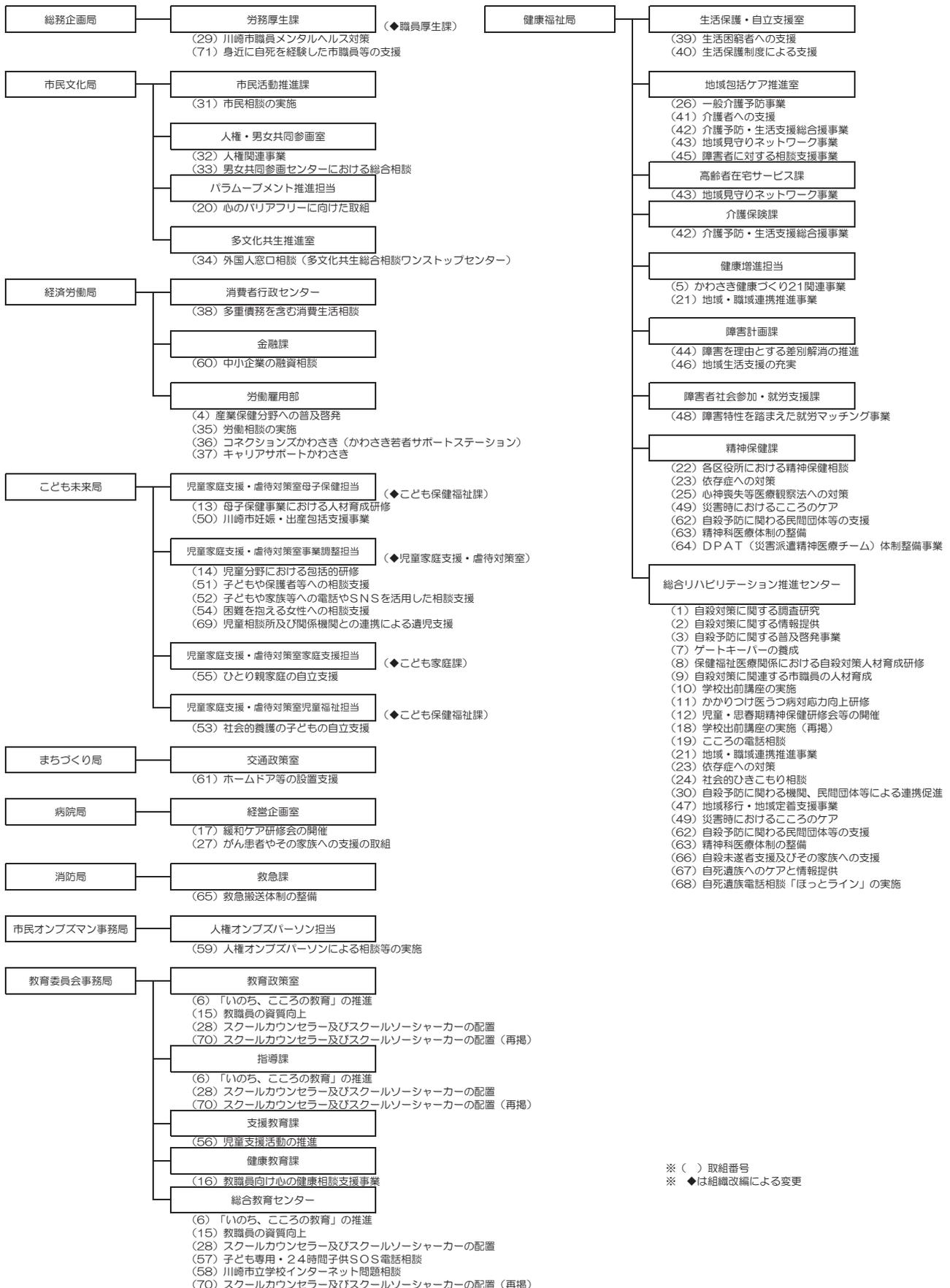
○取組29 川崎市職員メンタルヘルス対策

感染拡大防止の観点からオンライン研修を取り入れた。

○取組32 人権関連事業

イベントの規模縮小、オンライン化の推進(変更や中止となった事業：性的マイノリティ関係で、例年ブースを出すことを予定していたイベントが中止や縮小となった)(新規や臨時的に実施した事業：オンライン化の取組は令和2年度から継続)

図 1 1 第3次川崎市自殺対策総合推進計画取組項目一覧



## 図12 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類



＜全体的予防介入＞リスクの度合いを問わず全ての人を対象とし、サポートを受けることへの障壁を取り除いたり、自殺の手段に近づきにくくしたりする取組を「地域づくり」として進めるもの。

＜選択的予防介入＞地域のサポートを強化する取組を、「地域づくり」や「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

＜個別的予防介入＞自殺の危険が迫った個人へのサポート、「個人の生活を守る取組」として進めるもの。

図13 自殺予防における3段階ごとの分類

プリベンション

重点

- ・ 自殺対策に関する調査研究（健康福祉局）
- ・ 自殺予防に関する普及啓発事業（健康福祉局）
- ・ ゲートキーパーの養成（健康福祉局）
- ・ 自殺対策に関連する市職員の人材育成（健康福祉局）
- ・ 学校出前講座の実施（健康福祉局）
- ・ 自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進（健康福祉局）

基本

- ・ 自殺対策に関する情報提供（健康福祉局）
- ・ 産業保健分野への普及啓発（経済労働局）
- ・ かわさき健康づくり21関連事業（健康福祉局）
- ・ 「いのち、こころの教育」の推進（教育委員会事務局）
- ・ 母子保健事業における人材育成研修（こども未来局）
- ・ 教職員の資質向上（教育委員会事務局）
- ・ 心のバリアフリーに向けた取組（市民文化局）
- ・ 地域・職域連携推進事業（健康福祉局）
- ・ 一般介護予防事業（健康福祉局）
- ・ 川崎市職員メンタルヘルス対策（総務企画局）
- ・ 人権関連事業（市民文化局）
- ・ 障害を理由とする差別解消の推進（健康福祉局）
- ・ 川崎市妊娠・出産包括支援事業（こども未来局）
- ・ 自殺予防に関わる民間団体等への支援（健康福祉局）

関連

- ・ ホームドア等の設置支援（まちづくり局）

インターベンション

重点

- ・ 自殺予防に関する普及啓発事業（健康福祉局）
- ・ ゲートキーパーの養成（健康福祉局）
- ・ 保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修（健康福祉局）
- ・ 自殺対策に関連する市職員の人材育成（健康福祉局）
- ・ 学校出前講座の実施（健康福祉局）
- ・ こころの電話相談（健康福祉局）

基本

- ・ 自殺対策に関する情報提供（健康福祉局）
- ・ 産業保健分野への普及啓発（経済労働局）
- ・ かわさき健康づくり21関連事業（健康福祉局）
- ・ かかりつけ医うつ病対応力向上研修（健康福祉局）
- ・ 児童・思春期精神保健研修会等の開催（健康福祉局）
- ・ 母子保健事業における人材育成研修（こども未来局）
- ・ 児童分野における精神保健等に関する包括的研修（こども未来局）
- ・ 教職員向け心の健康相談支援事業（教育委員会事務局）
- ・ 緩和ケア研修会の開催（病院局）
- ・ 地域・職域連携推進事業（健康福祉局）
- ・ 各区役所における精神保健相談（健康福祉局）
- ・ 依存症への対策（健康福祉局）
- ・ 社会的ひきこもり相談（健康福祉局）
- ・ 心神喪失者等医療観察法への対策（健康福祉局）
- ・ 一般介護予防事業（健康福祉局）
- ・ 川崎市職員メンタルヘルス対策（総務企画局）
- ・ がん患者やその家族への支援の取組（病院局）
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（教育委員会事務局）
- ・ 市民相談の実施（市民文化局）
- ・ 男女共同参画センターにおける総合相談（市民文化局）
- ・ 外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）（市民文化局）
- ・ 労働相談の実施（経済労働局）
- ・ コネクションかわさき（かわさき若者サポートステーション）（経済労働局）
- ・ キャリアサポートかわさき（経済労働局）
- ・ 多重債務を含む消費生活相談（経済労働局）
- ・ 生活困窮者への支援（健康福祉局）
- ・ 生活保護制度による支援（健康福祉局）
- ・ 介護者への支援（健康福祉局）
- ・ 介護予防・生活支援総合事業（健康福祉局）
- ・ 地域見守りネットワーク事業（健康福祉局）
- ・ 障害を理由とする差別解消の推進（健康福祉局）
- ・ 障害者に対する相談支援事業（健康福祉局）
- ・ 障害者の地域生活支援の充実（健康福祉局）
- ・ 地域移行・地域定着支援事業（健康福祉局）
- ・ 障害特性を踏まえた就労マッチング事業（健康福祉局）
- ・ 災害時におけるこころのケア（健康福祉局）
- ・ 川崎市妊娠・出産包括支援事業（こども未来局）
- ・ 子どもや保護者等への相談支援（こども未来局）
- ・ 子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援（こども未来局）
- ・ 社会的養護の子ども自立支援（こども未来局）
- ・ 困難を抱える女性への相談支援（こども未来局）
- ・ ひとり親家庭の自立支援（こども未来局）
- ・ 児童支援活動の推進（教育委員会事務局）
- ・ 子ども専用・24時間子供SOS電話相談（教育委員会事務局）
- ・ 川崎市立学校インターネット問題相談（教育委員会事務局）
- ・ 人権オンズパーソンによる相談等の実施（市民オンズマン事務局）
- ・ DPAT（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業（健康福祉局）

関連

- ・ 中小企業の融資相談（経済労働局）

ポストベンション

重点

- ・ こころの電話相談（健康福祉局）
- ・ 自殺未遂者及びその家族への支援（健康福祉局）
- ・ 自死遺族へのケアと情報提供（健康福祉局）

基本

- ・ 各区役所における精神保健相談（健康福祉局）
- ・ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（教育委員会事務局）
- ・ 精神科医療体制の整備（健康福祉局）
- ・ 自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施（健康福祉局）
- ・ 児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援（こども未来局）
- ・ 身近に自死を経験した市職員等の支援（総務企画局）

関連

- ・ 救急搬送体制の整備（消防局）

<プリベンション>自殺につながりかねない要因を取り除き、自殺を予防すること。

<インターベンション>自殺に密接に関連する危険な行為や精神疾患を早期に発見し、適切に対処することにより自殺を予防すること。

<ポストベンション>自殺により遺された人のニーズに応じたケアや総合支援を行うこと。

## 第4章 令和4年度における目標の達成状況と評価

### 1 自殺対策総合推進計画の定量的な目標について

計画では、平成29年から令和元年の厚生労働省の人口動態統計における自殺死亡率の平均14.2を基準として、令和3年から令和5年の自殺死亡率の平均を5%以上減少（13.5未満）することを目指すとしている。

本市の自殺者数は平成10年の自殺者激増後は減少傾向にあった。しかし、平成17年を下げ止まりとして反転し、平成21年まで上昇の傾向が見られていたが、平成22年からは減少傾向であった。

このような経過を勘案し、平成22年からの減少傾向を維持させることを目標としている。

定量的な目標の設定は、川崎市においては人口増加が続いていることを踏まえて自殺死亡率を採用し、かつ社会変化による影響のある中でも自殺死亡率の減少を維持するよう目標を設定している。なお、自殺死亡率の単年における変動が大きいため、3年平均の自殺死亡率を指標としている。

### 2 自殺対策総合推進計画の定性的な目標について

第1次計画では、定性的な目標は定めていないが、「ひとりでも多くのいのちを守る」という考え方に基づき対策を進め、川崎市自殺対策評価委員会における提案を踏まえ、定性的な評価も行ってきた。

第2次計画では、定性的な目標として、「自殺の実態分析を踏まえた科学的根拠や必要性・有効性・効率性に基づく取組及び自殺予防のための全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入に当たる取組を進め、総合的な自殺対策の推進を図る」とした。

第3次計画においても、第2次計画と同じ定性的な目標を設定し、各取組項目において自殺予防のサポートにおける介入戦略、自殺対策における介入段階を踏まえ、総合的な自殺対策の推進を図るとしている。

### 3 コロナ禍での自殺対策の取組について

本報告書の第3章に記載のとおり、令和4年度においても、計画の取組項目において、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた取組が継続したことが伺える。その内容については「1 従来の取組内容の再開」、「2 コロナ禍を踏まえた新たな取組の継続」の2つに大きく分類された。分類ごとの特徴、傾向について考察する。また、第3章の「図12 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類」において、各取組項目を自殺予防のサポートにおける3つの介入戦略（全体的予防介入、選択的予防介入、個別的予防介入）ごとに分類して記載しており、それぞれの介入の視点からも併せて考察する。

「1 従来の取組内容の再開」については、自殺の防止に関する人材育成や資質の向上を目的とした研修等について、感染対策を講じつつ、中止や縮小となっていたものを従来の対面や集合形式の手法で再開したものがあつた。また、相談事業や自助グループ等、地域のサポート体制についても、同様に対面等による従来の手法による再開がみられた。これらの取組は、選択的予防介入が多く該当している。

「2 コロナ禍を踏まえた新たな取組の継続」については、人材育成や資質の向上を目的とした研修等の開催や、各事業における連絡会や講座等の開催等において、オンラインやハイブリッドの開催

等の手法を取り入れたものが多く該当している。これらは全体的予防介入が多く該当している。

また、家庭や施設等への訪問等、直接支援を伴う取組について、電話やメール等の代用による継続が行われた。これらは個別的予防介入が多く該当している。

このほか、研修や講座にけるオンラインの活用は、感染対策であったものの、効率的に参加者が受講できる等のメリットもあり、アフターコロナにおける標準的な取組になりつつある。

まとめると、令和2年度から継続した新型コロナウイルス感染症の流行により、様々な心理・社会的影響や生活様式の変更がもたらされ、長期化するコロナ禍における精神的なストレスや不安を感じる市民の増加や、本来なら保たれるべき人と人との社会的なつながりが弱くなることで、社会的な孤立が懸念された。自殺対策においては、取組の継続や、新たな課題への対応が必要とされる中、中止や変更を余儀なくされる取組もあったが、実施の手法の工夫等、感染症対策を講じながら実施した取組も多く、新型コロナウイルス感染症による課題への対応を行いつつ、3つの介入段階に対応した自殺対策を実施した。

令和4年度においては、上記に記載のとおり、従来の取組内容の再開や、コロナ禍を踏まえた新たな取組の継続といった取組の再構築に向けた特徴がみられ、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行することを見据えたアフターコロナでの自殺対策の取組としての形を示してきているものと考えられる。

## 4 定量的な目標の達成状況と評価について

人口動態統計によると、令和4年の自殺者数は243人<sup>\*1</sup>（自殺死亡率15.8<sup>\*1</sup>）となっている。定量的な目標については、令和3年から令和5年の自殺死亡率の平均により達成状況と評価を行っていくため、引き続き自殺死亡率の推移を把握していく。また、新型コロナウイルス感染症の長期的な影響が懸念されていることから、今後の増減の推移を把握し、可能な範囲で要因を把握し、把握した要因に対する取組を充実させていく必要がある。

※1 「令和4年人口動態統計（確定値）」による。

## 5 定性的な目標の達成状況と評価について

自殺対策においては、自殺に関連する要因が複雑であることを踏まえ、人々が抱える困難な状況を解決するために、各分野の相談機関だけでなく地域での支えあい等も含めた総合的な対策の推進が必要である。この点は、本報告書の第3章及び参考資料に記載のとおり、総合リハビリテーション推進センターを中心に、庁内各局そして庁外の関係機関・団体の多岐にわたる取組を実施しており、また第3章の「図12 自殺予防のサポートにおける介入戦略ごとの分類」に示しているとおり、自殺予防のための全体的・選択的・個別的予防介入にあたる取組がそれぞれ実施されている。このことから、新型コロナウイルス感染症の流行等の影響のある中で、自殺対策において定性的な目標は一定達成しているものと言える。新型コロナウイルス感染症は長期にわたることも懸念されており、今後も自殺対策を取り巻く環境も注視しつつ、総合的な自殺対策を推進していく。

# 参 考

## 1 計画の取組項目の令和4年度における実施状況について

取組番号	名称	所管課	ページ
1	自殺対策に関する調査研究	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	36
2	自殺対策に関する情報提供		36
3	自殺予防に関する普及啓発事業		37
4	産業保健分野への普及啓発	経済労働局労働雇用部	37
5	かわさき健康づくり21関連事業	健康福祉局健康増進担当	38
6	「いのち、こころの教育」の推進	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	38
7	ゲートキーパーの養成	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	39
8	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修		39
9	自殺対策に関連する市職員の人材育成		40
10	学校出前講座の実施		40
11	かかりつけ医うつ病対応力向上研修		41
12	児童・思春期精神保健研修会等の開催		41
13	母子保健事業における人材育成研修	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当	42
14	児童分野における精神保健等に関する包括的研修	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	42
15	教職員の資質向上	教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局教育政策室	43
16	教職員向け心の健康相談支援事業	教育委員会事務局健康教育課	43
17	緩和ケア研修会の開催	病院局経営企画室	44
18	学校出前講座の実施（再掲）	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	44
19	こころの電話相談		45
20	心のバリアフリーに向けた取組	市民文化局パラムーブメント推進担当	45
21	地域・職域連携推進事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局健康増進担当	46
22	各区役所における精神保健相談	健康福祉局精神保健課	46
23	依存症への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	47
24	社会的ひきこもり相談		47
25	心神喪失者等医療観察法への対策	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	48
26	一般介護予防事業	健康福祉局健康増進担当 健康福祉局地域包括ケア推進室	48

取組 番号	名称	所管課	ページ
27	がん患者やその家族への支援の取組	病院局経営企画室	49
28	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	49
29	川崎市職員メンタルヘルス対策	◆総務企画局労務厚生課	50
30	自殺予防に関わる機関、民間団体等による連携促進	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	50
31	市民相談の実施	市民文化局市民活動推進課	51
32	人権関連事業	市民文化局人権・男女共同参画室	51
33	男女共同参画センターにおける総合相談	市民文化局人権・男女共同参画室	52
34	外国人窓口相談（多文化共生総合相談ワンストップセンター）	市民文化局多文化共生推進課	52
35	労働相談の実施	経済労働局労働雇用部	53
36	コネクションズかわさき（かわさき若者サポートステーション）		53
37	キャリアサポートかわさき		54
38	多重債務を含む消費生活相談	経済労働局消費者行政センター	54
39	生活困窮者への支援	健康福祉局生活保護・自立支援室	55
40	生活保護制度による支援		55
41	介護者への支援	健康福祉局地域包括ケア推進室	56
42	介護予防・生活支援総合事業	健康福祉局介護保険課 健康福祉局地域包括ケア推進室	56
43	地域見守りネットワーク事業	健康福祉局高齢者在宅サービス課 健康福祉局地域包括ケア推進室	57
44	障害を理由とする差別解消の推進	健康福祉局障害計画課	57
45	障害者に対する相談支援事業	健康福祉局地域包括ケア推進室	58
46	障害者の地域生活支援の充実	健康福祉局障害計画課	58
47	地域移行・地域定着支援事業	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	59
48	障害特性を踏まえた就労マッチング事業	健康福祉局障害者社会参加・就労支援課	59
49	災害時におけるこころのケア	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	60
50	川崎市妊娠・出産包括支援事業	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 母子保健担当	60
51	子どもや保護者等への相談支援	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	61
52	子どもや家族等への電話やSNSを活用した相談支援		61

取組番号	名称	所管課	ページ
53	社会的養護の子どもの自立支援	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 児童福祉担当	62
54	困難を抱える女性への相談支援	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	62
55	ひとり親家庭の自立支援	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 家庭支援担当	63
56	児童支援活動の推進	教育委員会事務局 支援教育課	63
57	子ども専用・24時間子供SOS電話相談	教育委員会事務局総合教育センター	64
58	川崎市立学校インターネット問題相談		64
59	人権オンブズパーソンによる相談等の実施	市民オンブズマン事務局人権オンブズパーソン担当	65
60	中小企業の融資相談	経済労働局金融課	65
61	ホームドア等の設置支援	まちづくり局交通政策室	66
62	自殺予防に関わる民間団体等への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター 健康福祉局精神保健課	66
63	精神科医療体制の整備		67
64	D P A T（災害派遣精神医療チーム）体制整備事業		67
65	救急搬送体制の整備	消防局救急課	68
66	自殺未遂者及びその家族への支援	健康福祉局総合リハビリテーション推進センター	68
67	自死遺族へのケアと情報提供		69
68	自死遺族電話相談「ほっとライン」の実施		69
69	児童相談所及び関係機関との連携による遺児支援	◆こども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当	70
70	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置（再掲）	教育委員会事務局教育政策室 教育委員会事務局総合教育センター 教育委員会事務局指導課	70
71	身近に自死を経験した市職員等の支援	◆総務企画局労務厚生課	71

※◆…令和5年4月組織改編による取組所管課の変更あり

# 令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書への記載内容について

報告書様式の各項目の記載内容については、下記のとおり、各取組所管課より記載を受けた。

- ① 該当する基本方針
- ② 川崎市自殺対策の推進の推進に関する条例第9条第1項に規定された該当する事項（項目）
- ③ 取組番号
- ④ 取組項目の名称
- ⑤ 取組項目の目的
- ⑥ 川崎市総合計画第2期実施計画における構成事務事業名称
- ⑦ 川崎市総合計画第2期実施計画・令和3年度事務事業評価結果より抜粋した予算額及び決算額

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
①		②			
取組番号	③	取組名称	④		
取組目的					
⑤					
構成事務事業		予算額	取組補助金等	決算額	外部委託の有無
1	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
2					
3					
取組実績					
⑪ (取組の範囲での、当初の課題・目標、経緯及び実績、とくに取組が進展したポイントや課題、その取組に対する取組)					
⑫		⑬			
⑭		⑮			
主要指標		目標	実績		
1	⑯	⑰	⑱		
2					
取組の成果					
⑲					
目的・目標の達成に向けた課題					
⑳					
今後の取組の改善の方向性					
㉑					
所管課					
㉒					

- ※ 予算額におけるうち補助金等については、一般財源以外（国庫支出金や事業収入等）の金額の合計
- ⑧ 取組実績に記載の事業の外部委託の有無
  - ⑨ 取組実績に記載の事業の次年度以降の事業変更の可能性の有無
  - ⑩ 取組における実績等
  - ⑪ 新型コロナウイルス感染症による取組への影響
  - ⑫ 新型コロナウイルス感染症の影響により変更や中止となった事業
  - ⑬ 新型コロナウイルス感染症の影響により新規や臨時的に実施した事業
  - ⑭ 第3次川崎市自殺対策総合推進計画における主要指標
  - ⑮ ⑭における目標
  - ⑯ ⑭における実績
  - ⑰ 取組の成果
  - ⑱ 目的・目標の達成に向けた課題
  - ⑲ 今後の取組の改善の方向性
  - ⑳ 取組項目所管課

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針1 自殺の実情を知る	項目	自殺対策に関する調査研究	
取組番号	取組名称	自殺対策に関する調査研究	
取組目的	川崎市における自殺の実態把握のため、「厚生労働省人口動態統計」や警察庁自殺統計を用いた分析を行う。また、地域との関係機関と協働した自殺未遂者等の実態把握や、こころの健康に関する意識調査等を行う。	構成事務事業	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	予算額 うち補助金等	決算額
		25,113千円 15,830千円	19,257千円
		取組実績	事業変更の可能性
		(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。	あり
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺統計の分析及び公表 厚生労働省人口動態統計及び「かながわ自殺対策会議」を通じて、神奈川県警本部から自殺統計原票に基づき神奈川県警察本部集計データの提供を受け、自殺統計の基本集計を行った。</li> <li>●分析結果の公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和3年度版)」の中で、「川崎市における自殺の概要」として掲載し、公表した。</li> </ul>			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
		新規や臨時的に実施した事業	
		実績	
主要指標		目標	実績
1	厚生労働省人口動態統計を用いた統計分析の実施	実施する	実施した
2	警察庁自殺統計を用いた統計分析の実施	実施する	実施した
取組の成果			
川崎市における長期的な自殺に関する統計の蓄積がなされており、自殺対策を進めていく上での基礎資料の整理ができていく。			
目的・目標の達成に向けた課題			
川崎市の自殺統計および関連情報の分析を行うことで、各区の自殺の現状の把握や原因を究明し、その特性に合わせた支援を検討する必要がある。また、令和4年1月に警察庁自殺統計における「自殺統計原票」の内容が改定されており、改定の内容を踏まえた統計分析を検討していく必要がある。			
今後の取組の改善の方向性			
自殺統計及び関連情報のより詳細な分析を行うため、引き継ぎ、外部専門機関へ統計分析の一部を委託し、効率的な運用を図る。その上で、川崎市における人口動態統計及び警察庁自殺統計等の分析、川崎市に保有する統計や情報を活用した自殺の実態分析とハイリスク者の同窓方洋の検討、自殺死亡数や自殺死亡率の変動要因、背景等の分析を行い、地域特性に合わせた支援を実施するための基礎資料を整備していく。			
		所管課	
		健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター 企画・連携推進課	

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針1 自殺の実情を知る	項目	自殺の防止等に関する調査研究の推進並びに情報の収集、整理、分析及び提供	
取組番号	取組名称	自殺対策に関する情報提供	
取組目的	川崎市における自殺の現状や自殺対策の取組について、ホームページ等に掲載するとともに、広く情報提供を行う。また、毎年度、川崎市自殺対策の推進に関する報告書を作成し、公表する。	構成事務事業	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	予算額 うち補助金等	決算額
		25,113千円 15,830千円	19,257千円
		取組実績	事業変更の可能性
		(取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。	あり
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談先情報の集約 川崎市ホームページにおいて、こころの健康に関する相談先を集約し、掲載した。また、ホームページ内に自殺予防に関する相談先を記載したリーフレットのデータの提供を行った。</li> <li>●報道資料提供及び公表 「川崎市自殺対策の推進に関する報告書(令和3年度版)」について作成し、川崎市における自殺の概要や各取組項目について各所管課からの報告を整理し、掲載した。また、同報告書を報道資料提供するとともに、ホームページ等で公開した。</li> </ul>			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
		新規や臨時的に実施した事業	
		実績	
主要指標		目標	実績
1	川崎市自殺対策の推進に関する報告書の発行	発行する	発行した
2			
取組の成果			
自殺の背景には様々な原因・動機があり、それらに対応する相談先にアクセスできることが大切であり、それを踏まえたリーフレット作成等を行った。また、平成28年度以降、川崎市における自殺の現状と前年度の取組、川崎市自殺対策総合推進計画の進捗状況をまとめた「川崎市自殺対策の推進に関する報告書」を発行しており、これまでの自殺対策の経過を整理することができている。			
目的・目標の達成に向けた課題			
自殺の現状や自殺対策の取組について、市民等がアクセスしやすいようにホームページの内容や構成について随時見直しが必要がある。また、相談先の情報に関しては、対面や電話だけでなく、多様な手法があるため、本市の窓口に限らず、広く情報にアクセスできる工夫を検討する。			
今後の取組の改善の方向性			
市民等が自殺の現状や自殺対策の取組について、随時情報へアクセスしやすいようにホームページの内容を随時見直しながら、必要な情報が得られるように体系的に整理を行うことで、川崎市の自殺対策について広く市民に対して周知できる環境を整えていく。			
		所管課	
		健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター 企画・連携推進課	



令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針1 自殺の実情を知る		項目 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	
取組番号	取組名称	かわさき健康づくり21関連事業	
5	積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。		
取組目的 積極的に休養し、ストレスを上手に解消することを目標に掲げ、十分な睡眠の確保やストレスの解消、適量飲酒等について推進し、休養・こころの健康について普及啓発する。			
構成事業			
1	健康づくり事業	予算額 141,691千円	決算額 116,496千円
		うち補助金等 24,735千円	なし
外部委託の有無 なし			
事業委員の可能性 なし			
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事業の中の一部で、健康づくり普及啓発事業として以下の内容に取り組んでいる。			
●事業概要 「第2期かわさき健康づくり21」に基づき、心身の健康等を各役所地域のみまもり支援センターが実施した。こころの健康づくりとともに、こころの健康に影響する身体への健康保持・増進について、主に市民を対象として行っている。			
●実績 年代を特定しない集団に対する健康教育(テーマ:身体活動・運動、健康増進、栄養、歯科、感染予防に係る教育等)を72回、13,911名に実施した。また、集団に対する教育以外の取組(啓発物やHPやデジタルサイネージ等)による広報、イベント、会議等を273回、延べ453,314名に対して実施した。			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか) 集団に対する健康教育は令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響で地域への健康教育の機会が減少したことから、例年と比較して大幅に減少したが、令和3年度以降は徐々に回復傾向がみられた。また、集団に対する教育以外の取組については、チラシ等を配布する対面でない普及啓発から、講座等の対面式の普及啓発に変わったことから、延べ人数は減少した。			
主要指標		目標	実績
1	川崎市健康意識実態調査における割合 よ・眠れない人の減少	14.9%以下	20.5% (令和4年度)
2	川崎市健康意識実態調査における割合 ストレス対処方法がある人の増加	84.3%以上	79.9% (令和4年度)
取組の成果 取組実績のとおり、こころの健康づくりやこころの健康に影響する身体への健康保持・増進について各種普及啓発を実施し、自殺予防活動の基盤としての取組となった。			
今後の取組の改善の方向性 令和4年度に行なった健康及び食育意識実態調査の結果では、主要指標について目標に達していないため取組を継続する。休養やこころの健康は身体への健康と関連があるため、様々な取組と連携をしながら取組を進める必要がある。 飲酒が過剰である場合、健康に影響を及ぼすことから、適度な飲酒量や他の方法でのストレス対処法についても普及啓発する必要がある。			
目的・目標の達成に向けた課題 ・ライフスタイルや年代に応じたストレス対処への支援 ・適正飲酒量、ストレス対処法についての普及啓発 ・こころの健康に影響する「身体活動・運動」をはじめとした健康保持・増進に係る普及啓発 いずれも新型コロナウイルス感染症における、今後顕在化しうる健康課題を踏まえて取組を推進する。			
所管課 健康福祉局 保健医療政策部 健康増進担当			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針1 自殺の実情を知る		項目 自殺の防止等に関する市民の理解の増進	
取組番号	取組名称	「いのち、こころの教育」の推進	
6	相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながるから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通して伝える。		
取組目的 相互の助け合いや自己肯定感の醸成が自殺予防につながるから、子どもに自分の存在を肯定し、他者を尊重することの重要性を活動を通して伝える。			
構成事業			
1	キャリア在り方生き方教育推進事業	予算額 6,254千円	決算額 6,660千円
2	共生・共育推進事業	4,547千円	0千円
3	人権尊重教育推進事業	7,284千円	760千円
4	道徳教育推進事業	154千円	0千円
外部委託の有無 なし			
事業委員の可能性 なし			
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 〇豊かな人間関係をつむぐためのかわさき共生・共育プログラム」全ての市立小・中学校で実施。高等学校及び特別支援学校において児童生徒の発露に応じた実施。 〇「かわさき共生・共育プログラム」の「効果測定」を児童生徒の理解に活用するための研修担当者研修会2回、採用前研修会1回、訪問研修等を84回実施。 〇「キャリア在り方生き方教育」において「みんな一緒に」をテーマに、の視点で教育活動を見直すことを含んだ研修担当者研修会3回、採用前研修会1回、訪問研修等を135回実施。 〇「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の推進 「かわさき共生・共育プログラム」の既存のエクササイズに加えてSOSの出し方・受け止め方教育につながるエクササイズを開発し、全市立学校で授業を実施。 〇「子ども精神学習派遣事業」の実施 GAP子どもプログラムを小学校23校、中学校3校、特別支援学校1校で実施。 〇道徳教育推進教師研修(年間2回)や小・中学校合同道徳教育研修(年間2回)等において、思いやり、相互理解、寛容、順法精神、公德心、生命の尊重等、学校教育全体を通じて行う道徳教育についての研修の実施 ・多様な感じ方、考え方を尊重する道徳科、道徳教育の実施 ・日常生活や学習活動の中での道徳教育の実施 ・学校や学級が思いやり、相互理解、公德心、生命の尊重等を醸成されるような教育環境づくりの推奨			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか) 全国的な新型コロナウイルス感染症によるオンライン学習への移行により、児童生徒の発露の機会が減少したことから、例年と比較して大幅に減少したが、令和3年度以降は徐々に回復傾向がみられた。また、集団に対する教育以外の取組については、チラシ等を配布する対面でない普及啓発から、講座等の対面式の普及啓発に変わったことから、延べ人数は減少した。			
主要指標		目標	実績
1	全国学力・学習状況調査における割合 「自分にはよいところがある」と思う、どちらかといえば思うと回答した児童生徒の割合	小学校6年生 82.0%以上 中学校3年生 74.0%以上	小学校6年生 81.7% 中学校2年生 79.3%
2	全国学力・学習状況調査における割合 「人の役に立つ人間になりたい」と思う、どちらかといえば思うと回答した児童生徒の割合	小学校6年生 94.0%以上 中学校3年生 92.0%以上	小学校6年生 95.7% 中学校2年生 93.9%
取組の成果 「かわさき共生・共育プログラム」や「キャリア在り方生き方教育」の実施により相互の助け合いや自己肯定感の醸成を図ることができた。また、新たな「川崎市SOSの出し方・受け止め方教育」の実施により、児童生徒が自分自身の心を見つめ、「こころの痛み」について考えることの大切さや、SOSの出し方・受け止め方についての理解を深めることができた。 「子ども権利学習派遣事業」(CAPプログラム)では、事後アンケートにおいて、多くの児童生徒が「嫌なことがあったときには親や先生に相談してよいことを学ぶ」ことを学び、また、「性の多様なプログラム」でも、相談機関が置かれた資料を配布したり、プログラム後に児童生徒の相談の機会を設けることで、実際の相談につながっている。 道徳教育推進事業については、各学校が設定した道徳教育の目標を教職員が共通理解して教育活動に取り組み、こととを継続している。			
目的・目標の達成に向けた課題 ・豊かな心を育成するために、他人を思いやる心や感動する心、社会性、公共の精神などを育む必要がある。また、子どもたちの豊やかな成長のため、キャリア在り方生き方教育や人権尊重教育、道徳教育等の充実を図り、命の大切さを実感させる「いのち、こころの教育」を推進していく必要がある。			
今後の取組の改善の方向性 「かわさき共生・共育プログラム」については、SOSの出し方・受け止め方教育の充実を支援し、各学校における実践を支援していく。また、児童生徒の発露の機会を増やすこと、児童生徒の理解促進や教職員研修をさらに推進していく。			
所管課 教育委員会事務局 教育政策室・指導課・総合教育センター			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	
取組番号	7	取組名称	ゲートキーパーの養成
取組目的	自殺に至る要因は多岐にわたるため、日常生活の様々な場面において、自殺につながる要因に気づき、必要な支援につながる事ができる人を増やし、また、異なる立場や役割について理解し連携することで、自殺予防をはかることを目的とする。		
構成事務事業		予算額	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円 うち補助金等 15,830千円	あり
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。			
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●ゲートキーパー養成研修等の実施 一般市民から、サービスマン、専門の支援者まで、様々な立場の人を対象に、それぞれの立場でできるゲートキーパーの役割についての講座を行った。単独の講座だけでなく、様々な研修、講演に併せて実施した。</li> <li>○一般市民(身近な人のゲートキーパー)：388人</li> <li>○職域・サービスマン対象(職務上関わる人のゲートキーパー)：344人</li> <li>○教育、医療、保健、福祉相談従事者：461人 合計：1,191人(1回)</li> </ul>			
●ゲートキーパーへのフォローアップの必要性の検討 ゲートキーパー養成研修受講後のフォローアップの必要性について検討を行うため、アンケート調査を実施した。			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
感染予防対策のため、オンラインを活用した研修の実施があった。また、対面開催の場合でも、参加者同士の間にアクリルパネルを設置し、ロールプレイ等を実施した研修もあった。		新規や臨時的に実施した事業	
1 ゲートキーパー養成数		目標	実績
		目標：1,000人/年 (5,000人/3年間)	1,191人
2			
取組の成果			
ゲートキーパー養成研修について、単独の講座だけでなく、様々な研修や講演と併せて実施することで、より、実施機会の確保を進めることができた。また、オンラインでの実施や、受講者の都合に併せて視聴できるオンデマンド形式での開催も一部試しており、多様な研修実施手法を確保できた。			
目的・目標の達成に向けた課題			
研修等の開催回数は、新型コロナウイルス感染症流行前の状況に改善しつつあるものの、開催方法としてオンラインの活用が広がってきており、これまでの研修を振り返りつつ、効果的な研修実施ができるように内容を随時見直し、また、ゲートキーパーになった後の活動実績等の把握を通して、フォローアップの必要性の検討のため、受講者へのアンケートを実施したが、十分な回答を得られなかった。			
今後の取組の改善の方向性			
集合研修等で得られる支援者間の関係構築の効果も念頭に置き、オンライン研修で得られる効果も併せて、それぞれの特徴を把握した上で、新型コロナウイルス感染症予防対策も含めた研修実施体制を整備していく。また、ゲートキーパー養成後のフォローアップの必要性の検討を進めていくため、受講者へのアンケートの手法等について再検討を行う。			
所管課			
健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター 企画・連携推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	
取組番号	8	取組名称	保健福祉医療関係における自殺対策人材育成研修
取組目的	市職員や地域の医療機関、相談機関従事者を対象に、自殺対策の基礎知識や相談技術、連携支援に関する研修や事例検討会を実施し、相談支援体制の充実をはかる。		
構成事務事業		予算額	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円 うち補助金等 15,830千円	あり
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。			
根拠法令等：自殺対策基本法・自殺総合対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例			
<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした研修(自殺予防セミナー)の開催 医療、保健、福祉等機関従事者を対象とした「自殺予防セミナー」を開催した。研修では、希死念慮の受け止め方やリスク判断など、具体的な対応方法の講義の他、職種や各機関の主たる支援対象や支援内容の違いを活かした事例検討を行い、支援者個人のスキルアップとともに、自殺予防のための連携促進を図った。</li> <li>○開催概要 日時：令和4年10月6日 参加者数：34人 テーマ：自殺予防のための基礎知識とゲートキーパーの役割～コロナ禍や経済不安の影響も考える～</li> <li>●内科等の地域医療機関の医師を対象とした研修(かかりつけ医うつ病対応方向上研修)の開催 市・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討の上、実施した。</li> <li>○開催概要 日時：令和4年10月29日 参加者数：46名 ※川崎市実施分のみ掲載</li> <li>●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催 自死遺族支援従事者(主に自死遺族ほつとライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を主催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方からお話をいただいた。</li> <li>○開催概要 日時：令和4年2月18日 参加者数：30名</li> </ul>			
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業	
感染予防対策のため、オンラインを活用した研修の実施があった。また、対面開催の場合でも、参加者同士の間にアクリルパネルを設置し、ロールプレイ等を実施した研修もあった。		新規や臨時的に実施した事業	
1 研修参加者数		目標	実績
		目標：200人/年 (目標：600人/3年間)	110人
取組の成果			
保健福祉医療関係従事者に対する研修は、関係機関とともに実施することも多く、個々の人材育成だけでなく、地域のネットワークづくりにも寄与している。			
目的・目標の達成に向けた課題			
保健福祉医療関係従事者が参加でき、参加者同士の連携につながるよう、研修機会を継続的に確保していく必要がある。			
今後の取組の改善の方向性			
自殺予防セミナー及びかかりつけ医うつ病対応方向上研修については、今後も多くの関係機関等が参加でき、参加者同士の連携につながるよう、研修機会を継続的に確保し、効果的な研修を実施していく。また、主催する研修だけでなく、関係機関等が開催する研修等において、後方支援を引き続き実施し、関係機関や地域人材育成の取組を進めていく。			
所管課			
健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター 企画・連携推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	
取組番号	9	取組名称	自殺対策に関連する市職員の人材育成
取組目的	各市民サービスの中に自殺対策の視点を含まれることにより、市民サービスの様々な場面において、自殺のリスクにつながる要因に気づき、必要な支援につなぐことで、自殺予防を促すことを目的とする。		
構成事務事業		予算額	19,257千円
		うち補助金等	なし
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円	19,257千円
取組実績 (取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。			
●実施内容(テーマ)等			
<p>●内科等の地医療連携の医師を対象とした研修(かかりつけ医うつ病対応力向上研修)の開催          自死遺族支援従事者(主に自死遺族まっとうライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を開催した。開催にあたっては、神奈川県・相模原市とともに連携し、カリキュラム等を検討の上、実施した。</p> <p>○開催概要          日時：令和4年10月29日          参加者数：46名(うち行政職員2名)          ○テーマ：バーナー・オートマナー・アットマナー(武蔵野大学への協力)          ※川崎市実施のみ開催</p> <p>●自死遺族支援従事者を対象とした研修(自死遺族支援研修会)の開催          自死遺族支援従事者(主に自死遺族まっとうライン)を対象とした「自死遺族支援研修会」を開催した。研修では、川崎市の自殺の状況に関する講義の他、自死遺族の方から話を聞いた。</p> <p>○開催概要          日時：令和4年2月18日          参加者数：30名(うち行政職員3名)          ○テーマ：バーナー・オートマナー・アットマナー(川崎市教育委員会事務局教育政策室主催)</p> <p>●その他研修の開催          ○人権尊重教育推進担当者研修(川崎市教育委員会事務局教育政策室主催)          日時：令和4年4月16日          参加者数：162名(市立学校教職員)          ○テーマ：バーナー・オートマナー・アットマナー(武蔵野大学への協力)          期間：令和4年8月1日～令和4年8月31日          参加者数：38名(行政職員)          ○テーマ：バーナー・オートマナー・アットマナー(川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター主催)          日時：令和4年10月28日          参加者数：27名(うち行政職員16名)          ○テーマ：バーナー・オートマナー・アットマナー(川崎市健康福祉局総合リハビリテーション推進センター・川崎商工会議所共催)          日時：令和4年11月14日          参加者数：38名(うち行政職員6名)          ○この健康支援講座(川崎市教育委員会事務局健康教育局主催)          日時：令和5年2月27日          参加者数：43名(うち市立学校教職員38名)          ○学校出前講座          市立学校2校にて、教職員計41名に研修を実施。</p>			
<p>●実施回数：2回(実数)          実施回数：4回(延べ数)</p> <p>●実施内容(テーマ)等</p>			
<p>●事業概要          川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p>			
<p>●実施校数及び実施回数          実施校数：2校(実数)          実施回数：4回(延べ数)</p>			
<p>●実施内容(テーマ)等</p>			
開催時期	対象	テーマ	参加者数
令和5年1月	小学校	児童からのSOSの受け止め方	20名
令和5年2月	小学校	生徒・児童の自殺予防について考える	21名
令和5年2月	小学校	児童・生徒 こころの健康	115名
令和5年3月	小学校	児童・生徒 こころの健康	114名
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p>			
変更や中止となった事業			
新規や臨時的に実施した事業			
<p>主要指標</p> <p>目標</p> <p>1 学校出前講座(教職員等対象)の実施校数 5校/年 (15校/3年間)</p> <p>2 学校出前講座(児童・生徒対象)の実施校数 5校/年 (15校/3年間)</p> <p>実績</p> <p>2校</p> <p>2校</p>			
取組の成果			
<p>教職員等に対しては、学校以外の相談先や連携先の提示を行うとともに、具体的な事例に関する相談等も受けることができている。また、児童・生徒に対しては、学校における自殺予防プログラム(GRP)を参考に、限られた時間でもこころの健康について考えてもらえるような内容を検討できた。</p>			
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>学校においては、年間予定定があるため、教職員等の研修に学校出前講座を活用してもらえないよう、時期をまたぎ実施していただく必要がある。また、児童・生徒向けについては、教育委員会事務局が実施しているSOSの出し方・受け止め方教育を踏まえた内容の検討を進めていく必要がある。</p>			
<p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>かながわ自殺対策会議を通じて広範に継続して行う一方で、学校へ自殺予防講座や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付すること、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。また、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方・受け止め方教育の内容を踏まえた取り組みを進めていく。</p>			
所管課			
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	
取組番号	10	取組名称	学校出前講座の実施
取組目的	児童生徒のこころの健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防を促すこと等を目的とする。		
構成事務事業		予算額	19,257千円
		うち補助金等	なし
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円	19,257千円
取組実績 (取組の範囲で、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取り組みを行っている。			
●実施内容(テーマ)等			
<p>●事業概要          川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p>			
<p>●実施校数及び実施回数          実施校数：2校(実数)          実施回数：4回(延べ数)</p>			
<p>●実施内容(テーマ)等</p>			
開催時期	対象	テーマ	参加者数
令和5年1月	小学校	児童からのSOSの受け止め方	20名
令和5年2月	小学校	生徒・児童の自殺予防について考える	21名
令和5年2月	小学校	児童・生徒 こころの健康	115名
令和5年3月	小学校	児童・生徒 こころの健康	114名
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p>			
変更や中止となった事業			
新規や臨時的に実施した事業			
<p>主要指標</p> <p>目標</p> <p>1 学校出前講座(教職員等対象)の実施校数 5校/年 (15校/3年間)</p> <p>2 学校出前講座(児童・生徒対象)の実施校数 5校/年 (15校/3年間)</p> <p>実績</p> <p>2校</p> <p>2校</p>			
取組の成果			
<p>教職員等に対しては、学校以外の相談先や連携先の提示を行うとともに、具体的な事例に関する相談等も受けることができている。また、児童・生徒に対しては、学校における自殺予防プログラム(GRP)を参考に、限られた時間でもこころの健康について考えてもらえるような内容を検討できた。</p>			
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>学校においては、年間予定定があるため、教職員等の研修に学校出前講座を活用してもらえないよう、時期をまたぎ実施していただく必要がある。また、児童・生徒向けについては、教育委員会事務局が実施しているSOSの出し方・受け止め方教育を踏まえた内容の検討を進めていく必要がある。</p>			
<p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>かながわ自殺対策会議を通じて広範に継続して行う一方で、学校へ自殺予防講座や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付すること、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。また、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方・受け止め方教育の内容を踏まえた取り組みを進めていく。</p>			
所管課			
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	取組名称	かかりつけうつ病対応力向上研修			
取組目的	精神疾患の初期段階に接する可能性の高いかかりつけ医等の、うつ病や自殺に関する知識や対応技術を高め、より適切に対応することにより、自殺予防をはかることを目的とする。				
	構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円	19,830千円	19,257千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はエンタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。</p> <p>根拠法令等：自殺対策基本法・自殺対策大綱・川崎市自殺対策の推進に関する条例</p> <p>●事業概要 精神的な不調は、身体的不調の訴えとして気づかれやすく、また精神的な不調を自覚しても初期段階で精神科や心療内科を受診する人は少ない。早期にうつ病等の精神疾患に気づき、治療を受けられることを目的に、かかりつけ医等身体科医師を対象に、かかりつけ医による初期対応や、専門医への紹介、専門医との連携がなされるよう研修を行った。研修については、神奈川県、横浜市の、相模原市とともに、カリキュラム検討を行った。また、県内複数会場のうち、いずれの会場にも参加を可能とした。</p> <p>●開催回数及び参加者数 開催回数：1回(神奈川県内全5回) 参加者数：46名(うち、川崎市内在住者34名) 神奈川県内全5会場参加者総数：280名</p> <p>●研修資料の作成 他県市と協力し、研修講師及び受講者用の資料の作成や準備を行った。</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業 かかりつけ医うつ病対応力向上研修			
定員の縮小		新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標		実績	
1	研修参加者数 ※神奈川県、横浜市、相模原市開催分含む	200人/年		280人	
取組の成果					
研修において、うつ病等の基本的な理解から対応まで、事例も用いた形で講義がなされている他、神奈川県・横浜市・相模原市とともに作成している連携先の行政機関や医療機関のリスト等も配布しており、業務に役立つ研修内容及び資料が整備されている。					
目的・目標の達成に向けた課題 新型コロナウイルス感染症の影響により、定員を縮小して開催したが、定員を大きく上回る参加希望があり、受講ニーズに十分に対応できなかった。					
今後の取組の改善の方向性 新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、感染防止対策や研修手法等を検討し、本研修の目的を達成するとともに、受講ニーズに対応できるよう神奈川県、横浜市、相模原市等と連携し、研修実施を目標とせず、オンライン研修に対する希望については、本研修の目的等を考慮しつつ、認定産業医研修の要件等も確認し、実施可能性を検討していく。					
所管課 健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター 企画・連携推進課					

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上			
取組番号	取組名称	児童・思春期精神保健研修会等の開催			
取組目的	職員の資質向上および機関連携強化を目的とし、教職員や児童相談機関職員を対象とした児童・思春期のメンタルヘルスに関する研修会等を定期的に開催する。				
	構成事務事業	予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無
1	地域リハビリテーション推進事業	196,040千円	36,065千円	168,392千円	なし
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はエンタリング指標、その他PRすべき事項等) 上記構成事務事業において、児童・思春期精神保健研修会等を行っている。</p> <p>●事業概要 児童精神科医によるスーパーバイズを組み込んだ児童・思春期年代の事例検討会</p> <p>●結果及び実績 開催回数：6回 参加人数：延べ32人</p> <p>●参加機関 総合ハビリテーション推進センター、児童相談所</p>					
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)		変更や中止となった事業			
定員の縮小		新規や臨時的に実施した事業			
主要指標		目標		実績	
1	研修会等への参加者数	20人/年		32人	
2					
取組の成果					
思春期精神保健電話相談を受ける職員、児童相談支援を行う職員の資質向上に繋がっている。また、児童・思春期のメンタルヘルスに関わる機関が各々の取り組みや課題を共有することができ、連携強化にも繋がった。					
目的・目標の達成に向けた課題 本事業に関して児童・思春期のメンタルヘルスに関わる機関への広い周知が求められる。また、各関係機関の児童・思春期のメンタルヘルスについてのニーズの把握が求められる。					
今後の取組の改善の方向性 思春期精神保健電話相談を受ける職員の対応力を強化するとともに、各関係機関への事業の周知を強化する。また、事例検討をもとにさらに各関係機関と情報共有し、ニーズにあった研修会を開催を検討していく。					
所管課 健康福祉局 総合ハビリテーション推進センター ころの健康課					

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	取組名称	母子保健事業における人材育成研修				
取組目的 個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながるから、産後うつ等の周産期の母親の相談支援に対応するための人材を養成し、その資質を向上させる。						
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業委員の可能性
1	母子保健指導・相談事業	295,440千円	145,520千円	1,138,935千円	なし	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
母子保健事業に携わる職員が、市民に対して的確な支援が提供できるよう、スキルアップを図るための母子保健指導者研修を実施した。						
【実績】 * 母子保健指導者研修会：年2回 内容 ①周産期のメンタルヘルズ研修(参加者32名) ②運動発達・母乳ケア研修(参加者38名) * 新人・新任職員向けの母子保健初任者研修：年1回(参加者23名)						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どのような状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
感染状況を考慮し、オンライン研修とした。		新規や臨時的に実施した事業				
		100%				
		100%				
取組の成果						
各区役所の母子保健従事者からの課題や意見を参考に、上記研修を行いました。研修内容を生かし、市民対応を行うなど業務に有効だった。						
目的・目標の達成に向けた課題						
一定水準のスキルの習得を目指すために、母子保健事業に携わる各区地域まもり支援センター地域支援課の職員が多く参加できる日時の設定を行う必要がある。また、新人及び新任職員が学んだことを業務に生かすことができるよう、年度の早い時期に実施することが必要。						
テーマ設定にあたっては、母子保健事業の実施において求められていることを把握し、反映させていく。						
今後の取組の改善の方向性						
母子保健初任者研修は新人及び新任職員のために年度当初の時期に実施する。研修のテーマや内容については、区職員へのヒアリング等の結果を踏まえて検討して決定していく。						
所管課						
子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室						

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上				
取組番号	取組名称	児童分野における精神保健等に関する包括的研修				
取組目的 児童相談所職員、児童養護施設職員等に対して、遺児支援も含む精神保健・自殺予防に関する包括的研修を実施して対人援助のスキルを身につけることにより、家族等の自死を経験した子どもや保護者等に対して適切な支援を行う。						
構成事務事業		予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業委員の可能性
1	児童虐待防止対策事業	222,799千円	93,734千円	206,170千円	なし	なし
取組実績 (取組の範囲での、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)						
上記の構成事務事業の一部として、下記の研修を実施している。						
●取組内容 児童相談所、区役所地域まもり支援センター地域支援課、児童養護施設及び児童家庭支援センターの職員を対象として、子どものメンタルヘルズや自殺の背景及び自殺に至るまでのプロセス等の専門的な知識を習得する研修を開催した。研修参加人数：42人						
新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どのような状況の変化があったか)		変更や中止となった事業				
オンライン及び会場でのハイブリッド開催		参加人数を制限する等の感染対策を実施した上で開催				
		新規や臨時的に実施した事業				
		100%				
		42人				
取組の成果						
自殺に対する正しい知識、自死遺族・自死遺児等への適切なかかわり方や支援について、児童分野の関係職員が理解を深めることができ、対人援助スキルの向上につながった。						
目的・目標の達成に向けた課題						
自死遺族・自死遺児等への支援が適切に実施されるためには、より多くの関係職員が自殺に関する正しい知識を習得できるよう、機会を継続的に提供する必要がある。						
今後の取組の改善の方向性						
さらなる相談支援の充実、関係職員の自殺に関する正しい知識の習得のため、引き続き、自殺予防に関する包括的研修を実施する。						
所管課						
子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室 事業調整担当						

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	
取組番号	取組名称	教職員の資質向上	
15	教職員の資質向上	教職員の資質向上	
取組目的	多様性を認め、自己肯定感を高める教育活動推進のため、ライフステージ研修や人権尊重教育推進担当者研修を通じて、教職員の人材育成を行う。		
取組内容	構成事務事業	予算額	外部委託の有無
1	教職員研修事業	24,119千円	あり
2	人権尊重教育推進事業	7,284千円	なし
	うち補助金等	0千円	
	決算額	18,893千円	
	うち補助金等	760千円	
	決算額	6,576千円	
	外部委託の有無	なし	
	事業変更の可能性	なし	
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●ライフステージに応じた研修及び人権尊重教育推進担当者研修での人権尊重教育に関する研修の内容</p> <p>○ライフステージに応じた研修          初任者研修、2校目異動者研修、中堅教諭等資質向上研修、15年経験者研修、支援教育コーディネーター研修、新任教頭研修、教頭研修、校長研修において人権尊重教育に係る講演等を実施した。互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。</p> <p>○人権尊重教育推進担当者研修          各校の人権尊重教育推進担当者を対象に、研修として子どもの権利をテーマとした講演などを通じて、児童生徒の自己肯定感の醸成や他者理解にかかわる教職員の資質向上を図ったほか、各校の担当者に対して人権尊重教育の全体計画及び推進計画の作成及び計画の遂行を支援した。</p> <p>●回数及び延べ参加人数          ライフステージに応じた研修：9回、延べ1,516名</p>			
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響          (どういった状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>			
<p>主要指標</p> <p>1 ライフステージに応じた研修の年間開催回数 9回</p> <p>2 人権尊重教育推進担当者研修 4回/年</p>			
<p>取組の成果</p> <p>子どもの権利学習推進事業の新規メニューやGIGA端末を活用した教材の開発、研修の拡充などにより、実施校や研修参加者が増加するなど更なる人権尊重教育の推進につなげた。</p>			
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>川崎市教育者育成指針に基づき、ライフステージに応じた研修の中で、人権尊重教育に係る講演等を実施し、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行った。従来通りの集合型による研修に加え、オンラインや動画配信による研修を行った。今後についても、教員の資質・能力の向上につなげつつ、研修を受けた内容を校内に伝達するのみではなく、学習活動や児童生徒指導等と効果的に関連付けられるよう、研修内容等を見直していく必要がある。</p>			
<p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>性的マイノリティの児童生徒が不登校や自殺へ繋がらないよう、児童生徒の理解促進や教職員研修を引き続き推進していく。また、互いを尊重し、共生する社会を創造するために、人権尊重教育をすべての教育活動の基盤として位置づけ、児童生徒の豊かな心を育むことができる教職員の養成に資する研修を行い、研修で学んだ内容をもとに、学校現場で実践することができるよう研修内容をさらに工夫し実施する。さらに、保護者の理解促進を図るため、引き続き「保護者向けリーフレット」を作成し配付する。</p>			
<p>所管課</p> <p>教育委員会事務局 教育政策室・総合教育センター</p>			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書			
方針2 自殺防止のためにつながる	項目	自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上	
取組番号	取組名称	教職員向け心の健康相談支援事業	
16	教職員向け心の健康相談支援事業	教職員向け心の健康相談支援事業	
取組目的	児童生徒の心の健康問題に対処するために、医学的な面を含めて学校への専門家等の援助などを通じて、養護教諭等が行う健康相談に対する支援体制の充実に資する。		
取組内容	構成事務事業	予算額	外部委託の有無
1	健康教育推進事業	632,154千円	なし
	うち補助金等	49,041千円	
	決算額	618,112千円	
	外部委託の有無	なし	
	事業変更の可能性	なし	
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事務事業の一部で、心の健康相談支援事業として、下記の取組を実施している。</p> <p>●支援及び啓発活動の内容</p> <p>(1)心の健康に起因する問題について、学校の要請に応じて精神科医等を派遣し、面接相談を実施する。</p> <p>(2)心の健康に起因する問題に係る研修会等を行い、心の健康問題への啓発を実施する。</p> <p>(3)その他、本事業の目的達成のために必要な事業を実施する。</p> <p>●専門家等の援助回数          専門医による学校訪問：6回</p> <p>●研修会等開催回数及び延べ参加人数          ○川崎市心の健康相談支援事業講演会 1回開催 参加人数43人          演題：「子どもの心のサインへの対応 ～傾聴し、支援につなげるために～」          講師：健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 橋本真河氏、社会福祉法人 川崎いのちの電話(研修担当)</p> <p>●心の健康相談支援事業検討委員会          日時：令和5年2月16日(木)13:30～14:30          会場：川崎市総合教育センター 第4研修室</p>			
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響          (どういった状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>			
<p>主要指標</p> <p>1 専門家等の年間援助回数 6回</p> <p>2</p>			
<p>取組の成果</p> <p>精神科の専門医が市立学校を訪問し、教諭を対象に、子どもの心の健康に起因する問題について面接相談を実施し、適切な支援につなげることができた。また、研修会を実施し、児童生徒の心の健康に関する情報の提供及び啓発を行うことができた。</p>			
<p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p>			
<p>所管課</p> <p>教育委員会事務局 健康教育課</p>			

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書										
方針2		項目		縦和ケア研修会の開催						
自殺防止のためにつながる		自殺の防止等に関する人材の確保、養成及び資質の向上		取組名称		縦和ケア研修会の開催				
取組番号	17	取組名称	縦和ケア研修会の開催			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
取組目的	各個人が抱える悩みや困難を解決することが自殺予防につながるから、困難を抱えたがん患者やその家族をケアするための人材を養成し、その資質を向上させる。									
1	川崎病院の運営	11,453,877千円	10,715,391千円	11,973,263千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし
2	井田病院の運営	5,020,741千円	4,573,075千円	4,583,645千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし
<p>（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等）</p> <p>上記、構成事業の一部として、下記の内容に取り組みている。</p> <p>● 縦和ケア研修会の開催          地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者のための縦和ケア研修会を12月に川崎病院と共催した。          新指針での縦和ケア研修会を「e-learning」の形式「アイスブレイキング」「がん性疼痛事例検討」「コミュニケーション」「意識決定支援」川崎市の地域リハビリテーション」等の内容で、4回開催した。          また、「縦和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会」ががん患者の疼痛管理「がん終末期の予後関連因子あれこれ」「壮年期がん患者とその家族への意思決定支援」川崎市の地域リハビリテーション」等の内容で、4回開催した。</p> <p>参加者数：医師25人、看護師34人、その他2人、計61人</p> <p>&lt;川崎病院&gt;          地域のがん診療にかかわる医師、医療従事者のための縦和ケア研修会を12月に川崎病院と共催した。          新指針での縦和ケア研修会を「e-learning」の形式「アイスブレイキング」「がん性疼痛事例検討」「コミュニケーション」「意識決定支援」川崎市の地域リハビリテーション」等の内容で、4回開催した。          また、「縦和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会」ががん患者の疼痛管理「がん終末期の予後関連因子あれこれ」「壮年期がん患者とその家族への意思決定支援」川崎市の地域リハビリテーション」等の内容で、4回開催した。</p> <p>参加者数：医師28人、看護師56人、その他75人、計159人</p>										
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響          (どのような状況の変化があったか)</p> <p>感染防止の観点から会場開催とオンライン開催を組み合わせた研修形式となる場合があった。</p>										
<p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>										
<p>主要指標</p> <p>目標</p> <p>実績</p>										
1	縦和ケア研修会の開催回数	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年	川崎病院1回/年 井田病院1回/年
2	縦和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会の開催回数	井田病院5回/年	井田病院5回/年	井田病院5回/年	井田病院5回/年	井田病院5回/年	井田病院5回/年	井田病院5回/年	井田病院5回/年	井田病院5回/年
<p>取組の成果</p> <p>川崎病院及び井田病院&gt;          令和4年度に予定していた研修会は延期等はなく実施することができた。また、感染防止の観点からオンラインでの開催も行った。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>より多くの医療従事者に縦和ケア研修会あるいは縦和ケアスキルアップ・フォローアップ研修会に参加してもらえよう、研修会開催の案内を院内、院外に積極的に周知していく必要がある。</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>&lt;川崎病院及び井田病院&gt;          縦和ケアに理解ある医療従事者の増加により、がん患者と家族の不安軽減や安心につながるよう、今後も縦和ケア研修会を継続して開催し、縦和ケアの普及啓発を行う。</p> <p>所管課</p> <p>病院局 経営企画室</p>										

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書										
方針2		項目		学校出前講座の実施						
自殺防止のためにつながる		職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備		取組名称		学校出前講座の実施				
取組番号	18	取組名称	学校出前講座の実施			予算額	うち補助金等	決算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
取組目的	児童生徒の心の健康や、困難を抱えた際の対応方法について、教職員が学ぶことにより、児童生徒の自殺予防を促すことと、また、児童生徒の将来の自殺予防の一助とすることを目的とする。									
1	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円	15,830千円	19,257千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし
<p>（取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等）</p> <p>上記構成事業の中で、下記の内容に取り組みを行っている。</p> <p>● 実施校数及び実施回数          実施校数：2校（実施）          実施回数：4回（延べ数）</p> <p>● 実施内容（テーマ）等</p> <p>川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p> <p>● 事業概要          川崎市内の小中高等学校において、学校からの求めに応じて、教職員等を対象としたメンタルヘルス、自殺予防に関する講座を実施した。実施にあたっては学校のニーズに基づき、依頼する講師を検討・調整した。</p>										
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響          (どのような状況の変化があったか)</p> <p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>										
<p>主要指標</p> <p>目標</p> <p>実績</p>										
1	学校出前講座(教職員等対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	5校/年 (15校/3年間)	2校	2校	2校	2校	2校	2校	2校
2	学校出前講座(児童・生徒対象)の実施校数	5校/年 (15校/3年間)	5校/年 (15校/3年間)	2校	2校	2校	2校	2校	2校	2校
<p>取組の成果</p> <p>教職員等に対しては、学校以外の相談先や連携先の提示を行うとともに、具体的な事例に関する相談等も受けることができている。また、児童・生徒に対しては、学校における自殺予防プログラム(GRP)を参考に、限られた時間でもこころの健康について考えさせられるような内容を検討できた。</p> <p>目的・目標の達成に向けた課題</p> <p>学校においては、年間予定定があるため、教職員等の研修に学校出前講座を活用してもらえよう、時期を重し周知を行っていく必要がある。また、児童・生徒向けについては、教育委員会事務局が実施しているSOSの出し方・受け止め方教育を踏まえた内容の検討を進めていく必要がある。</p> <p>今後の取組の改善の方向性</p> <p>かながわ自殺対策会議を通じた広範な継続して行う一方で、学校へ自殺予防講座や自殺対策強化月間に合わせ、こころの健康等の相談先が掲載されたポスターを送付することとし、それにあわせ、学校出前講座の周知も行う。また、教育委員会事務局と連携し、SOSの出し方・受け止め方教育の内容を踏まえた取り組みを進めていく。</p> <p>所管課</p> <p>健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課</p>										



令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	取組名称	地域・職域連携推進事業	事業変更の可能性
自殺防止のためにつながる	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	21	地域・職域連携推進事業	なし
取組目的	働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係係長報告誌を活用し、相談先を含めた情報発信を行う。			
構成事務事業		予算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	健康づくり事業	141,691千円	なし	なし
2	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	25,113千円	あり	なし
<p>取組実績</p> <p>（取組の期間での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等）</p> <p>＜健康増進担当による取組＞ 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。 ●全世帯健康保険協会神奈川支部・健康保険協会員研修 メンタルヘルス対策の講演を実施した。(YouTubeでの動画配信) 第1回(令和4年9月1日～10月31日)：テーマ「気づいてますか？」このサイン！ 本研修会については、自由な時間に視聴できるなどのメリットから今後も動画配信形式を継続する予定である。 ●全国労働衛生週間川崎地区大会 川崎南支部：9月1日にサンパイン川崎にて開催 川崎北支部：9月2日にオンパインにて開催</p> <p>＜総合リハビリテーション推進センターによる取組＞ 上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。 ●川崎商工会議所との共催による「職場の安全・安心セミナー」 日時：令和4年11月14日 14:00～17:00 場所：川崎商工会議所KCCホール 内容：労働者のメンタルヘルスの状況 ～コロナ禍の動向も踏まえて！ 参加者数：36人 ●「かわさき労働情報」への記事の掲載を行った。</p>				
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 （どういった状況の変化があったか）</p> <p>●全国健康保険協会神奈川支部・健康保険協会員研修のオンライン開催 ●職場の安全・安心セミナーの定員を縮小した。また、一部広報機会が中止となった。</p>				
主要指標		目標	実績	
1	職場の安全・安心セミナー参加者数	80人/年	36人	
2	各関連団体での普及啓発	2回/年	2回	
取組の成果				
取組実績のとおり、働く人の心身の健康づくりを目的に、関係機関と連携し、企業の保健担当者向け研修会や労働関係係長報告誌を活用し、相談先を含めた情報発信を行うことができた。				
目的・目標の達成に向けた課題				
職場の安全・安心セミナーについては、参加者数確保は目標を下回ったが、アンケートにおいて参加者の満足度は高い。本報の川崎商工会議所や労働関係機関等と連携し、産業保健分野における具体的なテーマ設定を今後行うとともに、関係機関への周知を広く行っていく必要がある。				
今後の取組の改善の方向性				
新型コロナウイルス感染症により、生活様式の変化がある中、職場環境や労働環境も変化していることから、地域産業保健センターや川崎商工会議所をはじめ、地域の企業や労働関係機関と情報交換を行いながら、実務可能な情報提供を行っていく。				
所管課				健康福祉局 健康増進担当 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	取組名称	各区役所における精神保健相談	事業変更の可能性
自殺防止のためにつながる	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	22	各区役所における精神保健相談	なし
取組目的	各区役所地域まもり支援センターにて、専門職による精神保健福祉相談や精神科嘱託医による精神保健福祉相談を実施し、市民の心の健康の保持及び増進を図る。			
構成事務事業		予算額	外部委託の有無	事業変更の可能性
1	精神保健事業	13,485千円	なし	なし
<p>取組実績</p> <p>（取組の期間での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等）</p> <p>上記構成事務事業の中で、下記の取組を行っている。</p> <p>●事業概要 一般精神保健相談事業として、各区役所地域まもり支援センター高齢・障害者において、社会福祉職・保健師・心理職の専門職による精神保健福祉に関する幅広い相談を窓口及び電話、訪問等で受け付けるとともに、必要に応じて利用可能な制度や社会資源の案内を行った。利用可能な制度や社会資源の案内を行うため、広報物の作成について外部委託を行った。その他、関連事業として、精神保健福祉に関する知識等の普及啓発を目的に各種講演会等を実施した。 なお、継続的に相談支援が必要な方については、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業所等と連携し、日常生活に関する支援を行った。 また、一般及び高齢者精神保健相談事業として、月1～3回、一般及び高齢者の精神保健福祉相談について、精神科嘱託医によるクリニックを開催し、相談・指導等を行った。精神科嘱託医からは、本人及び家族に関するケース検討会等においても、実人的観点から助言を受けた。 人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進を目的とした研修会・連絡会、及び講演会等の普及啓発の取組についても実施し、広く市民のこころの健康の保持・増進に寄与した。</p>				
主要指標		目標	実績	
1	精神保健福祉相談の相談・指導等の年間件数	-	2,692件	
2	精神科医による一般及び高齢者精神保健福祉相談の年間件数	-	272件	
取組の成果				
取組実績に記載のとおり、各区役所地域まもり支援センターにて、専門職や精神科嘱託医による精神保健福祉相談を実施した。相談件数のうち自殺関連相談は延157件、自死遺族に関する相談は延7件であった。自殺関連に対応する相談業務を行うとともに、広く市民のこころの健康の保持・増進に寄与した。				
目的・目標の達成に向けた課題				
窓口や訪問、電話での相談支援は引き続き、専門職を中心に対応していくとともに、精神保健の観点からこころの健康の維持増進や予防を早急にした普及啓発も進めていく必要がある。自死遺族に関する相談については、相談窓口の周知等、普及啓発の可能性が考えられる。				
今後の取組の改善の方向性				
精神保健福祉に関する相談について、地域リハビリテーションセンターや障害者相談支援事業所等の関係機関と連携し、包括的な相談支援の提供を目指す。また、普及啓発については、各種普及啓発物の相談窓口の周知を進めていく。講演会等の開催については、社会の状況等に即したテーマを設定し、コロナ禍で中止及び縮小していた開催方法について、開催の手法も検討しつつ実施していく。				
所管課				健康福祉局 精神保健課

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	依存症への対策		
取組番号	取組名称	予算額	うち補助金等	決算額
23	アルコールや薬物、ギャンブル等の依存症について、早期発見・早期治療・回復のため、普及啓発と相談支援を行う。	196,040千円	36,065千円	168,392千円
取組目的		外部委託の有無	なし	なし
構成事業		事業変更の可能性	なし	なし
1	地域リハビリテーション推進事業	196,040千円	36,065千円	168,392千円
<p>取組実績</p> <p>上記構成事業の中で、下記の取組を行っている。</p> <p>相談支援：精神保健および精神障害者福祉に関する法律、アルコール健康被害対策基本法、ギャンブル依存症等対策基本法等</p> <p>●総合リハビリテーション推進センターこころの健康課における依存症関連相談</p> <p>○アルコール問題：214件(案件数：165件)</p> <p>(内訳)電話：141件(案件数：105件)、面談：73件(案件数：59件)</p> <p>○薬物問題：40件(案件数：32件)</p> <p>(内訳)電話相談：33件、面談相談：7件</p> <p>○ギャンブル問題：42件(案件数：29件)</p> <p>(内訳)電話相談：38件、面談相談：4件</p> <p>●依存症支援推進事業</p> <p>●依存症専門医を講師に迎え、依存症に携わる支援者の人材育成を目標として事例検討会や研修会、依存症相談拠点として依存症支援体制構築のための連携会議を行った。</p> <p>○事例検討会：4回開催(児童相談所2回、区役所母子保護課連担部署2回)</p> <p>○支援者向けアルコール対応力向上研修：2回開催、参加者137名、227名</p> <p>○警察職員(川崎管内全警署)向けアルコール対応力向上研修：1回開催、参加12名</p> <p>○依存症情報交換会：1回開催、参加8回(依存症関連団体)</p> <p>●依存症問題に似て、客観的視点からのセミナー開催(AL、薬物・ギャンブル)</p> <p>年間2クラス(前期1回、後期1回)開催</p> <p>●参加人数：AL 延べ102名(実人数：19名)、薬物・ギャンブル 延べ47名(実人数：11名)</p> <p>●認知行動療法的プログラム「たのま～ぶ」</p> <p>10回コースとして2コース開催</p> <p>うち1コースは市内依存症回復施設にて実施</p> <p>●普及啓発・情報提供事業</p> <p>○市民向けプログラム「川崎アライヴプログラム」や研修等の機会を以てリーフレット等を活用し依存症の普及啓発、情報提供を行う</p> <p>○うつ病を治療するあなたご家族へリフレット作成</p>				
新型コロナウイルス感染症による取組への影響		変更や中止となった事業		
(どういった状況の変化があったか)		新規や臨時的に実施した事業		
主要指標		目標	実績	
1	こころの健康課における依存症関連相談件数	-	(アルコール、薬物、ギャンブル) 296件	
2	認知行動療法的プログラムへの参加者数	-	147名 (うち外部施設で開催74名)	
取組の成果				
見聞分野センターに事例検討会を企画し、初めて児童相談所や母子保護課等関係機関の職員に対して依存症事例検討会を実施することが出来た。また、認知行動療法的プログラム「たのま～ぶ」を初めて地域の依存症回復施設で実施し、地域の関係機関にも参加していただくことで、その地域の依存症支援体制を推進した。				
目的・目標の達成に向けた課題				
①市庁舎の身元相談窓口である区役所担当部署や地域支援センター職員などの対応力向上を図る。また、依存症回復施設のスタッフにも声を掛け、地域の依存症支援体制の構築を目指す。				
②認知行動療法的プログラム「たのま～ぶ」についてフォローを行う中で、新たな参加者、協力機関を増やし、コミュニケーションツールとして今後地域の中で「たのま～ぶ」が活用されることを目指していく。				
今後の取組の改善の方向性				
今後の取組の改善の方向性				
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター こころの健康課				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書				
方針2	項目	社会的ひきこもり相談		
取組番号	取組名称	予算額	うち補助金等	決算額
24	社会的ひきこもり相談	58,133千円	24,000千円	58,143千円
取組目的		外部委託の有無	あり	なし
構成事業		事業変更の可能性	あり	なし
1	ひきこもり地域支援事業	58,133千円	24,000千円	58,143千円
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>●事業概要</p> <p>①社会的ひきこもり相談(当事者、家族への電話・面接・メールによる相談、家庭訪問、同行支援等のアウトリーチ支援、当事者グループ活動、家族グループ活動等)</p> <p>②ひきこもり地域支援センターの設置</p> <p>③関係機関等へのコンサルテーション等による機関支援</p> <p>④市民講演会開催等による普及啓発</p> <p>⑤従事者研修会開催等による支援者育成</p> <p>⑥ひきこもりに関する調査研究</p> <p>●結果および実績</p> <p>件数 実数366件、延数1,635件</p> <p>当事者グループ活動 81回実施、参加実人数16人、参加延人数330人</p> <p>研修会 1回開催 参加者数41人</p> <p>市民講演会 1回開催 参加者数129人</p> <p>ひきこもり支援ネットワーク会議を年2回開催</p>				
新型コロナウイルス感染症による取組への影響		変更や中止となった事業		
(どういった状況の変化があったか)		新規や臨時的に実施した事業		
主要指標		目標	実績	
1	年間相談件数	-	1,635件	
2				
取組の成果				
社会的ひきこもりにおける1次相談窓口としてひきこもり地域支援センターを設置し、関係機関と連携し、相談支援を実施できている。また、関係機関との連携を深めるため、令和4年度から家族会も含めたひきこもり相談に関する一層の人材育成が求められている。				
目的・目標の達成に向けた課題				
ひきこもりに状態像であり、その背景にある課題への支援が求められるため、ひきこもり支援の専門機関だけでなく、様々な支援機関が対応することになる。そのため支援機関職員のひきこもり相談に関する一層の人材育成が求められる。				
今後の取組の改善の方向性				
今後の取組の改善の方向性				
健康福祉局 総合リハビリテーション推進センター 企画・連携推進課				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	項目	取組名称		外部委託の有無		
自殺防止のためにつながる	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	25	心身喪失者等医療観察法への対策	なし	なし	なし
取組目的	心身喪失者等医療観察法の対象者について、保護観察所、医療機関等との連携により、退院、退所後における生活環境の調整を行う心身喪失者等地域移行支援事業を実施する。					
取組番号	構成事業	予算額	決算額	うち補助金等	決算額	事業委員の可能性がある
1	精神科医療・退院後支援事業	371,361千円	330,643千円	141,343千円	330,643千円	なし
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事業の中で、下記の取り組みを行っている。</p> <p>根拠法令等：心身喪失者等医療観察法、地域社会における処遇のガイドライン(平成17年法務省・厚生労働省共同通知)、神奈川県における医療観察法に基づく地域処遇運営要領</p> <p>●事業概要</p> <p>心身喪失者等医療観察法による処遇対象者に対して、退院後の必要な医療を確保し、地域における支援を構築して、関係機関の密な連携のもと、他害行為等の再発防止と対象者の地域生活支援を進めることを目的に、総合リハビリテーション推進センターが、裁判所による入院・通院の決定により、法的下、保護観察所や区役所地域みまもり支援センターと連携して、入院処遇中からケア会議等を行い、通院処遇対象者に定期的に面接や訪問、ケア会議等を実施した。</p> <p>●支援の内容</p> <p>事業対象者に関してのケア会議と訪問支援を実施することで、入院処遇中から退院後の必要な医療並びに地域生活上必要な支援を確保するとともに、医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携することで、他害行為等の再発防止と安定した社会復帰に向けた重層的な支援を実施した。</p>						
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <p>(どういった状況の変化があったか)</p> <p>新型コロナウイルスの感染防止策を取りながら、出来る範囲でケア会議及び訪問支援を実施した。</p>						
<p>変更や中止となった事業</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>						
主要指標				目標	実績	
1	ケア会議の年間開催回数	-		49回		
2	訪問支援年間回数	-		81回		
取組の成果						
心身喪失者等医療観察法による処遇対象者に対し、継続した医療の確保と社会参加の促進のための支援を実施し、他害行為等の再発防止及び安定した地域での生活に繋がった。						
目的・目標の達成に向けた課題						
課題として、指定入院・通院医療機関の不足、円滑な地域処遇等があげられる。保護観察所、関係信越厚生局と協力し、事業に対する普及啓発を実施していく。						
今後の取組の改善の方向性						
医療機関をはじめ、地域関係機関等と緊密に連携し、今後も処遇対象者に対して支援を行う						
所管課						
健康福祉局障害保健福祉部 精神保健課・総合リハビリテーション推進センター企画・連携推進課						

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書						
方針2	項目	取組名称		外部委託の有無		
自殺防止のためにつながる	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	26	一般介護予防事業	あり	あり	なし
取組目的	高齢者の年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、いきがいや役割をもって生活できる地域づくりを推進し、高齢者が通う住み主体的の通いの場が充実することを支援するとともに、高齢者が支援の担い手として社会的な活動に参加することで、いきがいや介護予防、閉じこもり防止につなげることを目的とする。					
取組番号	構成事業	予算額	決算額	うち補助金等	決算額	事業委員の可能性がある
1	介護予防事業	2,709,433千円	2,299,146千円	2,353,154千円	2,299,146千円	あり
<p>取組実績</p> <p>(取組の範囲で、当初の意図・目標、経費及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事業の中で、介護予防教室等実施事業及び地域介護予防活動支援事業として、下記の事業に取り組みした。</p> <p>○取組の概要</p> <p>高齢者が要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合においても可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができよう支援した。</p> <p>介護予防は、「運動」「栄養」「口腔」といった身体機能の向上だけでなく、高齢者の閉じこもり予防や地域のなかでの生きがいづくりなどの活動を通じて、見守りや支え合えるような地域づくりを目指して活動した。</p> <p>〈健康福祉局健康増進担当所管取組〉</p> <p>○各区分主体となる一般介護予防事業実施回数及び延べ参加者数</p> <p>●介護予防教室等実施事業(いきがい元気広場事業を含む)</p> <p>実施回数:2491回/延べ参加者数:18,610人</p> <p>○地域介護予防活動支援事業(団体支援)</p> <p>実施回数:395回/延べ参加者数:6,701人</p> <p>○地域介護予防活動支援事業(その他)</p> <p>実施回数:64回/延べ参加者数:1,030人</p> <p>〈健康福祉局地域包括ケア推進室所管取組〉</p> <p>●住民主体による要支援者等支援事業</p> <p>○月4回以上の活動への委託</p> <p>10団体</p>						
<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響</p> <p>(どういった状況の変化があったか)</p> <p>新型コロナウイルスの影響により、「通いの場」の活動制限や、教室の定員人数等を制限して実施した。</p>						
<p>変更や中止となった事業</p> <p>通いの場の活動が再開した後も高齢者の参加者数が伸び悩んだ。</p> <p>新規や臨時的に実施した事業</p>						
主要指標				目標	実績	
1	介護予防普及啓発事業(一般介護予防事業)の参加者数	40,010人以上/年		18,610人		
取組の成果						
今後も続く超高齢社会の進展に向けて、健康寿命の延伸に加え、生きがいづくり・健康づくりの第一歩としての活動を支援することが出来た。						
目的・目標の達成に向けた課題						
高齢者の孤立には様々な要因があると考えられるが、孤立は心身両面にマイナスの影響を与えるだけでなく、困った時のサポートが受けにくいなど、社会的にも不安な状況にあることが考えられる。高齢者のいきがいづくり・健康づくりは個々人に対する取組を支援するだけでなく、様々な活動に参加し、社会的な活動を行えるような支援・環境づくりが必要である。						
今後の取組の改善の方向性						
広報の強化						
所管課						
健康福祉局 健康増進担当・地域包括ケア推進室						

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2	項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	がん患者やその家族への支援の取組		
取組番号	27	取組名称	がん患者やその家族への支援の取組		
取組目的	がん患者やその家族が抱えている不安や悩みを軽減や解消につなげるように、支援情報の提供や、患者とその家族、または患者同士が語り合う場の提供等を行う。				
構成事業	川崎病院の運営	川崎病院の運営	川崎病院の運営	川崎病院の運営	川崎病院の運営
予算額	11,453,877千円	10,715,391千円	11,973,263千円	なし	なし
うち補助金等	5,020,741千円	4,573,075千円	4,553,645千円	なし	なし
決算額	なし	なし	なし	なし	なし
外部委託の有無	なし	なし	なし	なし	なし
事業変更の可能性	なし	なし	なし	なし	なし
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記、構成事業の一部として、下記の内容に取り組んでいる。</p> <p>●がんサロンの開催</p> <p>＜川崎病院＞ がん患者とその家族を対象に隔月1回、オンラインでがんサロンを開催した。不安や悩みを抱えるがん患者・家族には、がん相談支援センターで個別対応を行うと共に、がん相談支援センターという無料相談窓口の利用促進を図るため、令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防のためオンライン開催で4回、対面で2回の合計6回開催した。</p> <p>＜井田病院＞ がん患者とその家族を対象に隔月1回、オンラインでがんサロンを開催した。不安や悩みを抱えるがん患者・家族には、がん相談支援センターで個別対応を行うと共に、がん相談支援センターという無料相談窓口の利用促進を図るため、令和2年度に続き、毎月1回の開催とオンライン開催で4回、対面で2回の合計6回開催した。</p>					
取組の実績	<p>新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p> <p>がん患者やその家族との対面でのがんサロンの開催ができなかった。</p>				
変更や中止となった事業	＜川崎病院及び井田病院＞ がんサロンの開催をオンライン開催とした。				
新規や臨時的に実施した事業	＜川崎病院＞ オンラインのがんサロンの紹介 ＜井田病院＞ オンラインのがんサロンの開始と、他院のオンラインがんサロンの紹介。				
主要指標	がんサロンの開催回数	川崎病院7回/年 井田病院2回/年	川崎病院6回 井田病院6回	実績	川崎病院6回 井田病院6回
取組の成果	がんサロンの開催回数				
目的・目標の達成に向けた課題	がん患者やその家族への支援の取組が多くの方に広がっていくように、情報交換の場となった。がんサロンのチラシをきっかけにがん相談支援センターを知り、相談電話にて悩み事を吐露された患者もいた。				
今後の取組の改善の方向性	川崎病院及び井田病院 がん患者やその家族への支援の取組が多くの方に広がっていくように、情報交換の場内外へ積極的に取り組むとともに、がんサロンの開催方法については、オンラインを苦手とする患者・家族もいるため、感染症や諸般の状況に応じた検討が必要である。				
所管課	病院局 経営企画室				

令和4年度川崎市自殺対策総合推進計画取組項目実施状況報告書					
方針2	項目	職域、学校、地域等における市民の心の健康の保持に係る体制の整備	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置		
取組番号	28	取組名称	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置		
取組目的	保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるよう、相談支援や地域のサポート資源の提供、意見交換等を実施する。				
構成事業	児童生徒支援・相談事業	児童生徒支援・相談事業	児童生徒支援・相談事業	児童生徒支援・相談事業	児童生徒支援・相談事業
予算額	665,790千円	56,950千円	623,004千円	なし	なし
うち補助金等	なし	なし	なし	なし	なし
決算額	なし	なし	なし	なし	なし
外部委託の有無	なし	なし	なし	なし	なし
事業変更の可能性	なし	なし	なし	なし	なし
<p>(取組の範囲での、当初の意図・目標、結果及び実績、とくに顕著な実績、重要業績評価指標又はモニタリング指標、その他PRすべき事項等)</p> <p>上記構成事業の一部で、スクールカウンセラー配置事業及びスクールソーシャルワーカー配置事業として、下記の実績を実施している。</p> <p>●スクールカウンセラー配置の事業内容</p> <p>○市立中学校・高等学校にはスクールカウンセラーの各校4名配置継続 市立小学校には4月より2回程度の定期派遣を開始。特別支援学校は、要請に応じて学校巡回カウンセラーを派遣した。</p> <p>○児童生徒・保護者・教職員に対する相談 ○児童生徒に関するアセスメント(情報収集、見立て) ○教職員に対するコンサルテーション(専門的な指導・助言を含めた検討) ○心理に関する校内研修等の実施</p> <p>●相談件数 児童生徒・保護者・教職員の相談件数 小学校:11,471人、中学校:22,035人、高等学校:1,804人、特別支援学校:9人</p> <p>●スクールソーシャルワーカー配置の事業内容</p> <p>区・教育担当のもとに配置したスクールソーシャルワーカーが、養育の課題や経済的な困窮の問題などを抱える家庭の保護者や児童生徒に対して、学校の間で調整をし、必要な情報提供を行い、地域のサポート資源を紹介するなどの支援を行う。</p> <p>○配置状況 川崎区・幸区・中原区・宮前区が2名、その他の区は1名ずつの合計11名 新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)</p>					
変更や中止となった事業	新型コロナウイルス感染症による取組への影響 (どういった状況の変化があったか)				
新規や臨時的に実施した事業	スクールカウンセラー派遣回数及び年間相談人数				
主要指標	スクールカウンセラー派遣回数	2292回	2292回	実績	各校21回 総年間相談人数11,480人
取組の成果	スクールソーシャルワーカー派遣回数	なし	なし	実績	2292回 (219人)
目的・目標の達成に向けた課題	取組実績の通り、相談支援や地域のサポート資源の情報提供、連携支援等を実施することで、保護者や子どもの不安や悩みが解消され、こころの健康が促進されるなどの成果を残すことができた。				
今後の取組の改善の方向性	スクールカウンセラーは、各学校の管理職や教職員と積極的に連絡をとり、一人でも多くの児童生徒が、充実した学校生活を送れるように支援する。 スクールソーシャルワーカーは、要請による訪問に加えて、定期的な巡回による訪問を行い、学校の相談体制の充実に努める。また、各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」をはじめ、福祉部局と情報共有をより密に行うなど、より一層の連携の強化を図る。				
所管課	教育委員会事務局 総合教育センター・教育政策室・学校教育部				